



厚真町復旧・復興計画

第 1 期

令和元年 1 1 月



厚真町復旧・復興計画 第1期 目次

1. はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の期間と位置づけ	1
1-3 計画の構成	1
1-4 復旧・復興の基本方針	2
1-5 第1期の概要	2
2. 被害状況と応急対応	3
2-1 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害の概要	3
2-2 被害の概要	4
2-3 応急対応の状況	9
3. 復旧・復興事業の進捗状況	13
4. 住まいの再建に向けた支援方針	19
4-1 住まいの再建に関する住民意向	19
4-2 住まいの再建に向けた基本方針	23
4-3 住まいの再建に向けた取り組み	24
5. 地域再生計画の策定状況	33
5-1 地域再生計画策定の趣旨	33
5-2 現在（令和元年9月時点）の実施事項と検討課題等	34
5-3 被害が甚大な北部地域における住宅再建支援の考え方	35
6. 土地利用計画の方向性	39
7. 第2期の策定に向けて	41
参考資料	別冊
資料1 計画の策定体制	
資料2 これまでの策定経過	
資料3 アンケート調査結果	
資料4 ワークショップ（第1回）の実施結果	

1. はじめに

1-1 計画策定の趣旨

平成30年9月6日未明に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」による災害（以下、「本震災」と記す。）は、厚真町を含む胆振東部3町を中心に、未曾有の被害をもたらしました。本町では37名(関連死1名を含む)の尊い人命が失われ、停電や断水などライフライン被害に加えて家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、全ての住民が被災者となりました。

被災した公共土木施設や農地などでは災害復旧事業が本格的に始まりましたが、里山の景観は被災したままであり、生活の基盤である住まいや生産基盤の再建に向け、多くの住民が悩みや不安を抱えています。

厚真町復旧・復興計画（以下、「本計画」と記す。）は、生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の“あつま”について、復興ビジョンや実現までの事業計画、行程などを取りまとめたマスタープランとして策定します。

1-2 計画の期間と位置づけ

(1) 計画の期間

7年間（令和元年度～令和7年度）

(2) 計画の位置づけ

本計画は「厚真町第4次総合計画（平成28～令和7年度）」を基本とし、本震災で顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、さらなる地域の発展に向けた計画として策定します。

1-3 計画の構成

本計画は、第1期、第2期、第3期の全3期で構成します。

第1期（策定期間：平成31年3月～令和元年9月）

被災状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示すものです。

第2期（策定期間：令和元年10月～令和2年3月）

なりわい（仕事）の再生、復興を牽引する重点プロジェクト等の事業計画、甚大な被災を受けた地域における地域再生計画を示すものです。

第3期（策定期間：令和2年4月～令和3年3月）

第4次総合計画の後期計画および第2期地方創生総合戦略と連動し中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的発展を目指すまちづくり計画を示すものです。

図表1-1 策定期間と掲載内容

令和元年			令和2年			令和3年	
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
第1期 ・被害状況 ・復旧事業 ・住まい再建の支援策		第2期 ・復興理念 ・なりわいの再生 ・重点プロジェクト		第3期 ・第4次厚真町総合計画と連動した 中長期視点での取り組み ・災害に強いまちづくり			
【被災が甚大な地域】・地域再生計画							

1-4 復旧・復興の基本方針

町民や関係機関、震災をきっかけにつながりを持った外部の人材などとの連携により、これまで暮らしてきたふるさと‘あつま’を再生するとともに、これからも暮らしていきたい、次世代へつないでいくことができる‘あつま’を実現するために、以下に示す基本方針に基づき、復旧・復興を進めていきます。



基本方針

住まい・暮らしの再建

被災された住民一人ひとりが今後も厚真町で安心して住み続けられるように、住まいの再建支援や公共交通、インフラ等の環境整備の他、被災者の心身のサポートなどの保健・福祉・教育等の充実に向けた取り組みを進めます。

なりわい（仕事）の再生

甚大な被災を受けた農業・林業・漁業・商業・工業等の各産業の早期復旧や活力の再生、雇用の維持を目指すとともに、経済規模の拡大に向けた取り組みを進めます。

災害に強いまちづくり

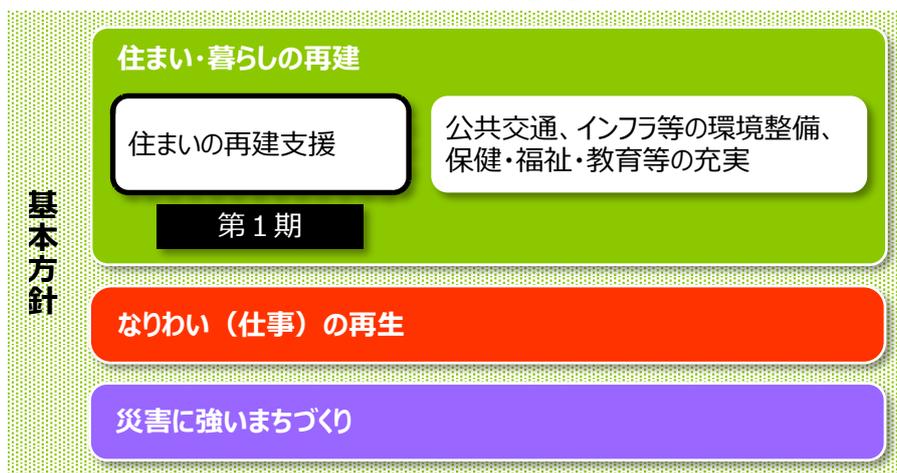
本震災の教訓を踏まえ、震災前の町の姿に復元するだけでなく、避難所や避難路の見直し等、防災・減災を推進し、しなやかで持続的発展を目指すまちづくりの取り組みを進めます。

1-5 第1期計画の概要

第1期では、復旧・復興の基本方針の中でも特に緊急性があり優先度が高い「住まい・暮らしの再建」に重点を置き、その中でも被災された町民の皆さまの恒久的な住まいの確保に向けた住環境整備や住宅再建支援に関する方針および取り組みを示します。

また、被災状況の調査結果とともに、現在国や道、町が実施している復旧事業の進ちょくや今後の実施予定、完了予定時期なども示します。

図表 1-2 第1期計画の位置づけ



2-2 被害の概要

(1) 建物被害

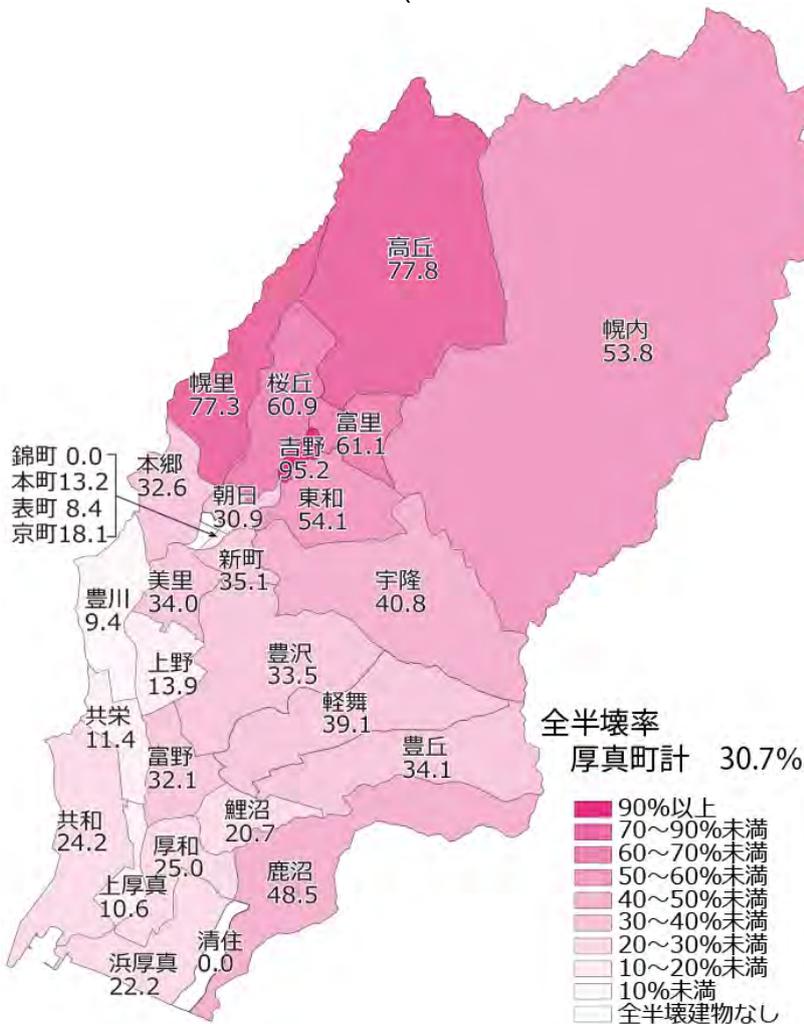
地震動の衝撃とそれに伴う土砂流出により、多くの建物被害が発生しました。厚真町では、地震発生12日後の9月18日から被害家屋の調査を開始しました。

字別の住家被害状況を見ると、吉野地区が全半壊率90%を超える他、高丘地区、幌里地区、富里地区、桜丘地区、東和地区、幌内地区の北部地域において、全半壊率が50%を超えています。

図表 2-3 建物の被害状況 (出典：厚真町 被害認定調査(令和元年9月30日時点))

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害なし	合計
住家	233	70	262	1,082	195	1,842
非住家	675	161	505	811	653	2,805
合計	908	231	767	1,893	848	4,647

図表 2-4 住家の全半壊率 (字別、%)



出典：厚真町 被害認定調査(令和元年9月30日時点)

注：全半壊率は、住家数に対する全壊・大規模半壊・半壊の住家の割合。

図表 2-5 被害を受けた建物



特別養護老人ホーム豊厚園



旧鹿沼小学校



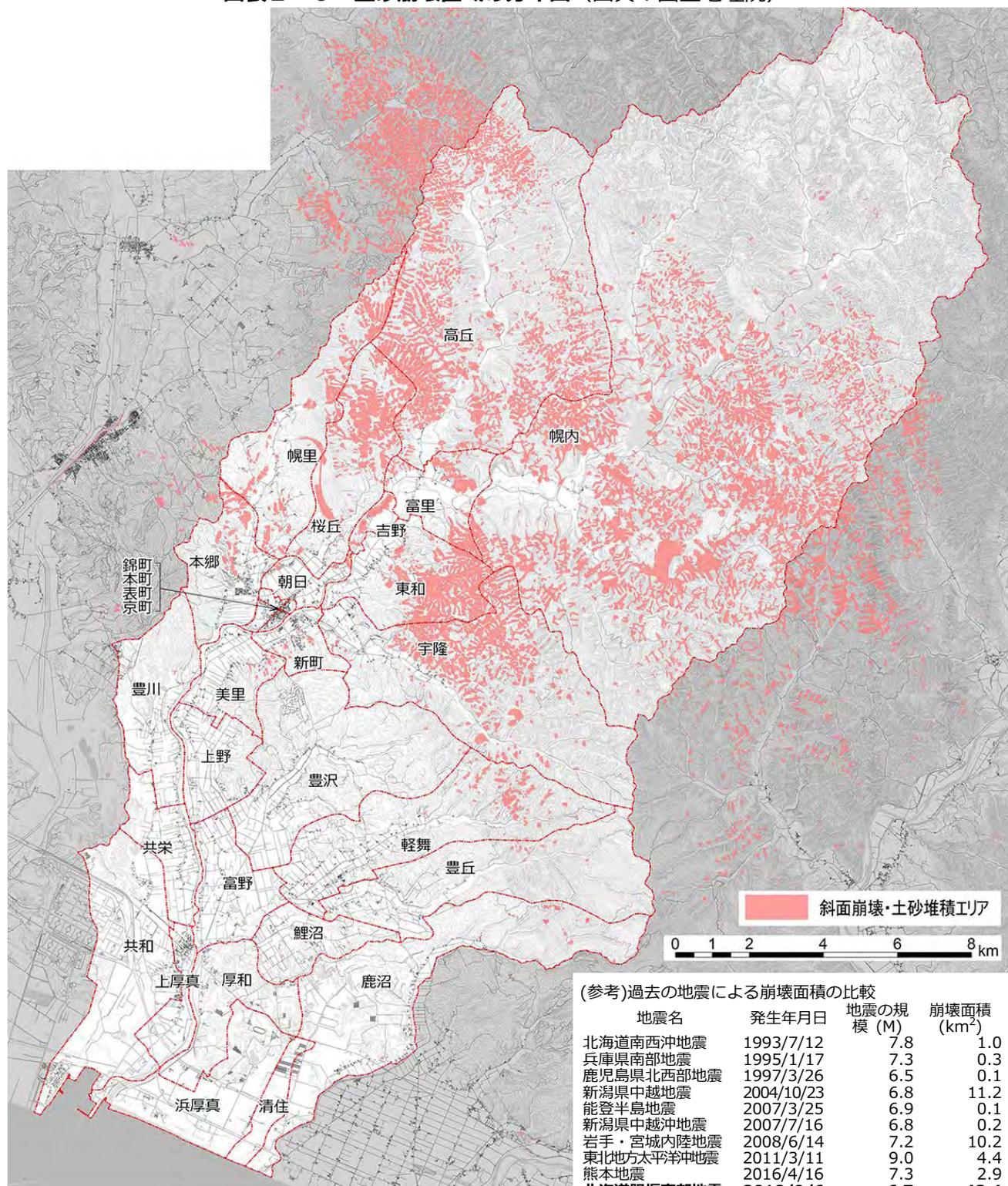
公営住宅 (上厚真)

(2) 土砂被害

本震災による町域内の土砂被害は崩壊面積29.0km²に達し、全体では43.4km²となり過去25年の主要な地震災害の中でも最も大きいものとなりました。（面積の出典：令和元年6月河川技術論文集第25巻）

また、土砂被害は町の北部に集中しており、富里地区では裏山が崩れ稼働したばかりの浄水場が全壊、幌内地区の日高幌内川周辺では、大規模な河道閉塞が発生しました。

図表 2 - 6 土砂崩壊区域の分布図（出典：国土地理院）

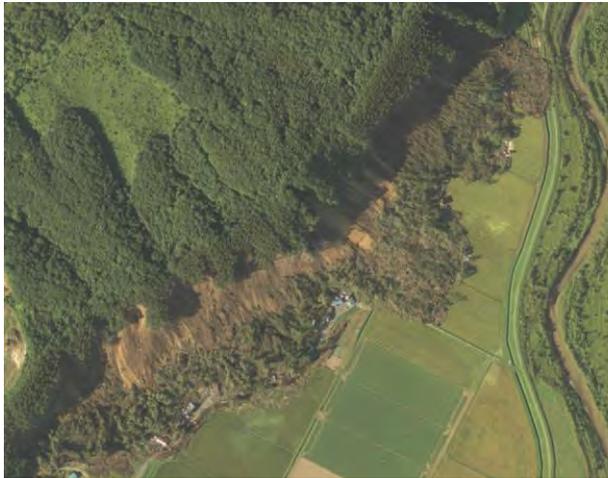


図表 2 - 7 被災前後の航空写真の比較 (出典：国土地理院)

吉野地区

(地震後：平成30年9月11日撮影)

(地震前：平成23年撮影)



富里地区

(地震後：平成30年9月11日撮影)

(地震前：平成23年撮影)



幌内地区

(地震後：平成30年9月6日撮影)

(地震前：平成23年撮影)



(3) 公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況

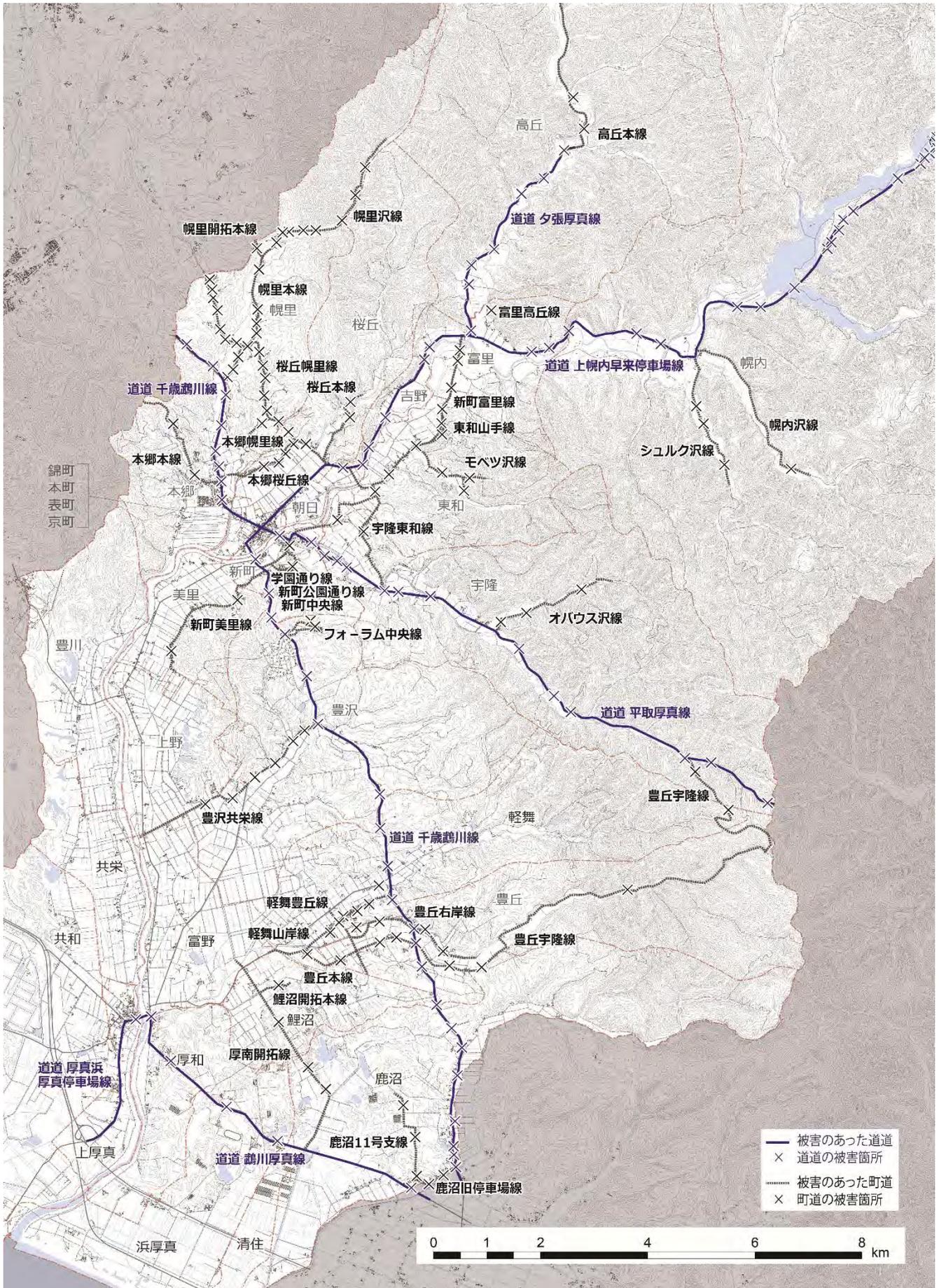
本震災による公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況は下表のとおりです。

図表 2 - 8 公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況（平成30年度）

（出典：厚真町 令和元年8月31日時点）

		主な被害状況	復旧状況
道路	国道	通行止めなし	
	高規格道路	路面破損（規制期間9月6日～8日）	沼ノ端IC～鶴川IC 9月8日までに復旧工事完了。
	道道	土砂崩れ等 4路線 （規制期間9月6日～11月8日） 橋梁破損 2路線 （規制期間9月6日～11月13日）	11月13日までに通行止め解除
	町道	土砂崩れ等 25路線 （規制期間9月6日～28日）	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域の5路線を除き、9月28日までに応急復旧を完了。
鉄道	J R日高線 （苫小牧～鶴川）	軌道変移・橋梁桁ずれ （運行休止期間9月6日～11月18日）	11月18日までに復旧工事完了。 11月19日から徐行運転により運行再開。
電気	全域で停電		土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、9月8日までに停電解消。
水道	富里浄水場の損壊、水道管の破損による断水（計1,941戸）		新町浄水場 9月11日から再稼働。 12日から水道管の漏水調査及び復旧工事实施。土砂崩れなどで立ち入り困難な地区を除き、10月9日までに断水を解消。
	厚真地区	1,188戸（9月6日-10月9日）	
	上厚真地区	753戸（9月6日-9月24日）	
	※平成31年2月21日（震度6弱）による断水		
	厚真地区	111戸（2月21日-23日）	
地域情報	土砂崩れによる光通信ケーブル断線 あつまネット及びテレビ共聴施設の不通		土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12月28日までに復旧。
	あつまネット	29戸（9月6日～12月28日）	
	テレビ共聴施設	62戸（9月6日～12月28日）	
農業	土砂堆積、用水路等の破損が多数発生 水稲や畑作物、ハスカップなどの作物にも被害		各種補助事業等を活用し復旧対応を実施。
	農地	94箇所 154.7ha	
	農業用施設	69箇所	
	農業機械・施設	183戸	
	共同利用施設	8箇所	
	国営勇払東部地区かんがい排水事業	厚真ダム 頭首工 1箇所、揚水機 1箇所、 導水路 18.2km	
林業	大規模な山腹崩壊等により林地、林道の破損などが発生		林道については国事業の実施。森林については適切な再生方法を検討。
	林道	3路線 ※国の災害復旧事業該当箇所	
	森林	3,230ha	

図表 2 - 9 道路の被害箇所 (出典：厚真町)



2-3 応急対応の状況

(1) 避難所

避難所は、避難生活の長期化を見込み、大型施設を中心に開設しました。

9月7日には住民の4分の1にあたる1,118人が避難を余儀なくされました。その後、電気や水道の復旧や応急仮設住宅の建設に伴い徐々に閉鎖し、12月6日には全ての避難所が閉鎖されています。

図表2-10 避難所の開設状況（出典：厚真町）

避難所	9/6	9/7	10/24	11/5	11/7	11/30	12/6	閉鎖日
総合福祉センター	493	613	114	38	49	21	0	12月6日
スポーツセンター	82	93	44	33	32	15	0	12月6日
厚真中央小学校	76	139	22	12	0			11月7日
厚真中学校	90	136	14	8	0			11月7日
厚南会館	130	80	0					10月24日
上厚真小学校	23	43	13	0				11月5日
鹿沼マナビィハウス	0	14	7	6	5	0		11月30日
合計	894	1,118	214	97	86	36	0	

(2) 応急仮設住宅等

災害のため自らの住居に住むことができなくなった方に対して、災害救助法にもとづき応急仮設住宅を北海道が設置しました。建設型としてプレハブ住宅153戸、トレーラーハウス8戸を設置したほか、借上型として民間賃貸住宅の提供も行っています。また被災した社会福祉施設の入居者が震災前に近い形で共同生活を送ることができる大型の福祉仮設住宅が全国で初めて整備されました。

これらのほか、町として公営住宅等を提供しています。

図表2-11 仮設住宅の設置および入居状況（出典：厚真町）

① 応急仮設住宅等の入居状況（令和元年8月31日時点）

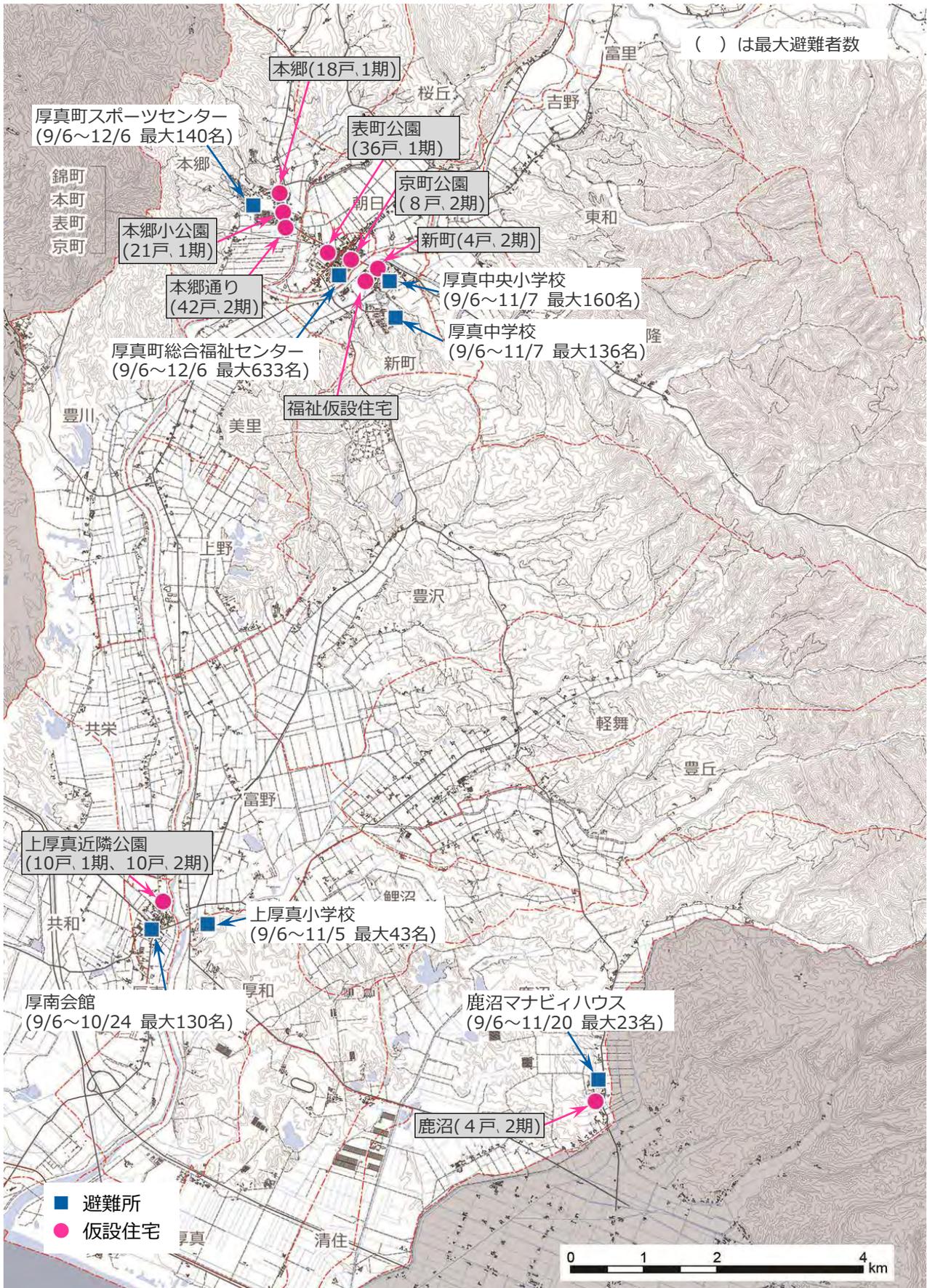
区分	世帯	人数	入居開始
建設型仮設住宅			
プレハブ住宅	118 (127)	273 (289)	第1期：11/1 第2期：11/30
トレーラーハウス	8 (8)	17 (17)	
借上型仮設住宅	18 (18)	30 (30)	9/27
公営住宅	18 (27)	40 (63)	9/8
トレーラーハウス(町)	3 (3)	7 (7)	12/27
合計	165 (183)	367 (406)	

() 内の数値は、最多入居時点の世帯数・人数を示す

② 福祉仮設住宅の設置状況

設置地区	設置箇所	施設概要	設置時期
厚真地区	1カ所	住居棟12人×1棟、24人×4棟 集会所1棟	平成31年1月21日 入居開始

図表 2 - 12 避難所および仮設住宅等設置位置図 (出典：厚真町)





避難所（総合福祉センター）



避難所（スポーツセンター）



応急仮設住宅



福祉仮設住宅

(3) 人的支援等の状況

復旧事業のため関係機関からの人的支援を受け入れました。自衛隊による人命救助等をはじめ、延べ人数で約3万人以上の支援を受けました。

また、厚真町社会福祉協議会が9月7日に災害ボランティアセンターを設置し、9月10日からボランティアの募集・活動を開始し、令和元年7月31日までに延べ人数で約5千人以上の支援がありました。

図表 2-13 人的支援の状況（その1）（出典：厚真町）

①各関係機関からの人的支援状況（平成30年12月28日時点）

区分	延べ人数	支援内容
国	880	国交省、気象台、タイムライン
北海道	6,480	リエゾン、り災証明書交付支援、避難所運営支援
市町村	1,530	環境業務、物資、水道応急、土木・下水道技術支援
東北6県	1,497	り災証明書交付支援、避難所運営支援
自衛隊	14,359	人命救助、道路啓開、給水、給食、入浴、輸送
警察	750	人命救助、警戒活動
消防	4,669	人命救助、警戒活動
合計	30,165	

図表 2-13 人的支援の状況 (その2) (出典：厚真町)

②災害ボランティア (令和元年7月31日時点)

月	ボランティア		活動件数		主な支援内容
	月	累計	月	累計	
9月	3,193	3,193	682	682	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営支援 ・支援物資運搬、仕分、整理 ・避難所の清掃、片づけ ・災害ゴミの分別、運搬 ・仮設住宅への引っ越し ・家財の運搬、整理、清掃 など
10～11月	1,014	4,207	261	943	
12～1月	399	4,606	61	1,004	
2～3月	174	4,780	43	1,047	
4～5月	114	4,894	27	1,074	
6～7月	182	5,076	47	1,121	



自衛隊による入浴支援



国土交通省による技術支援

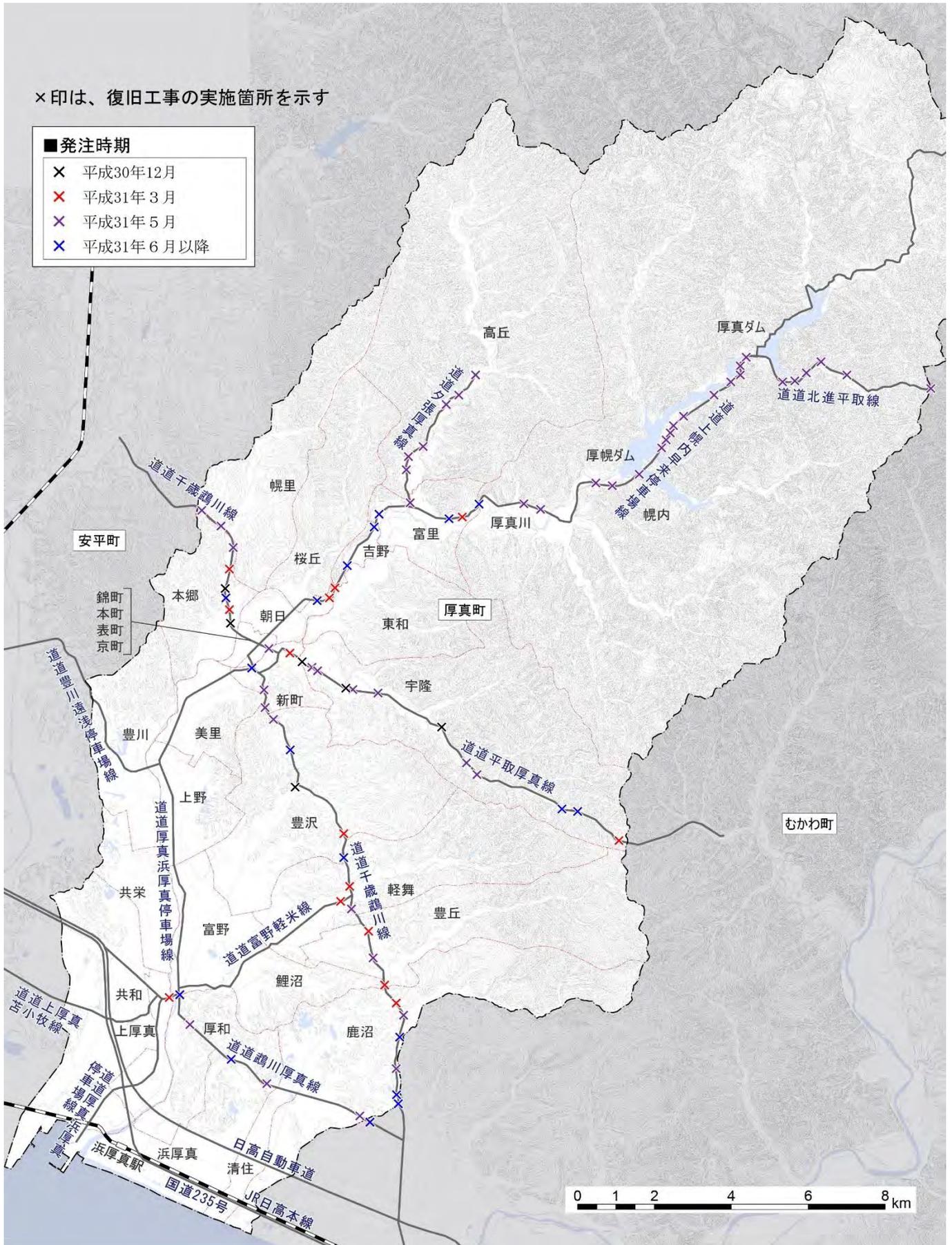


協力自治体による建物被害調査

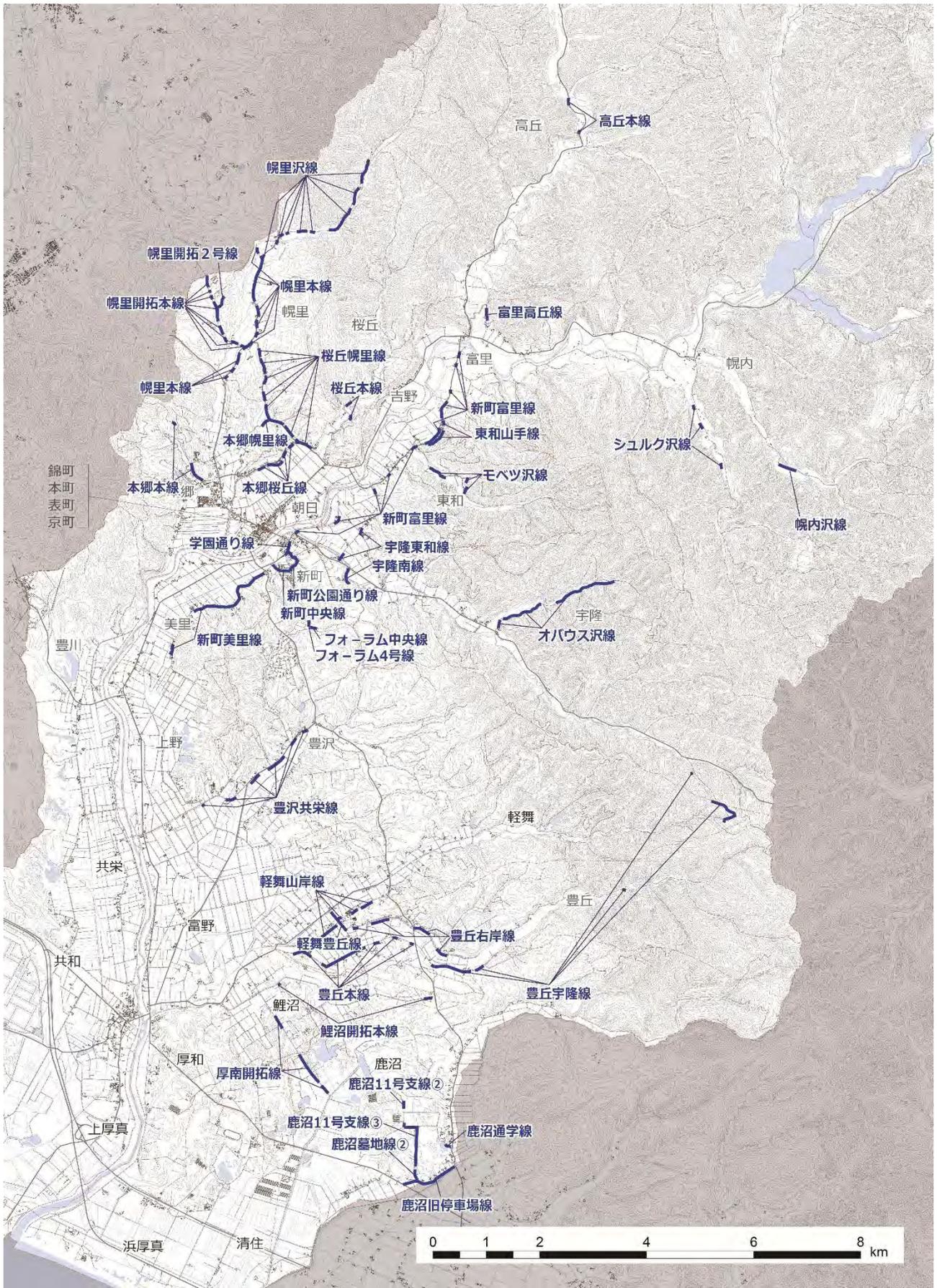


ボランティアによる引っ越し支援

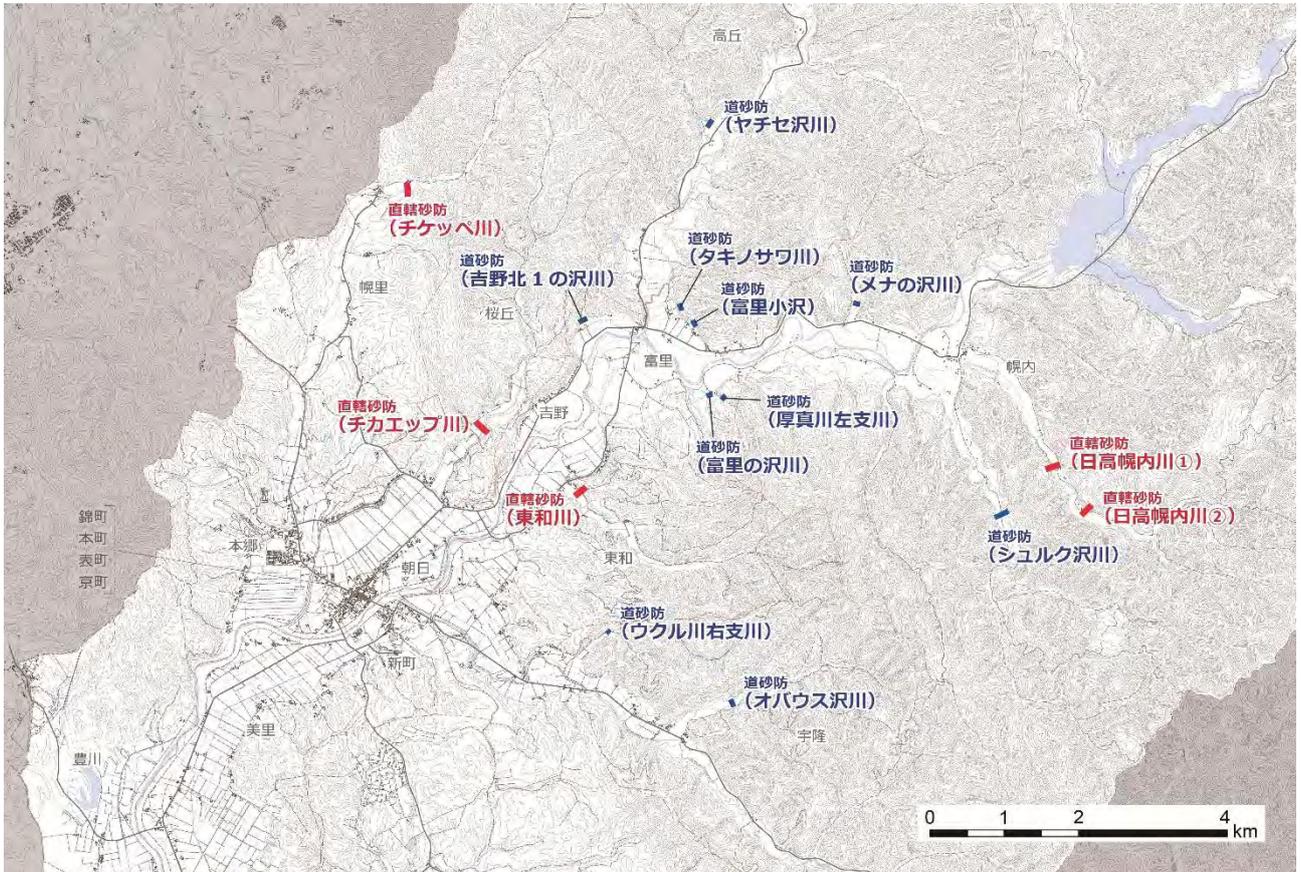
図表3-2 道道の復旧事業の実施状況 (出典：北海道)



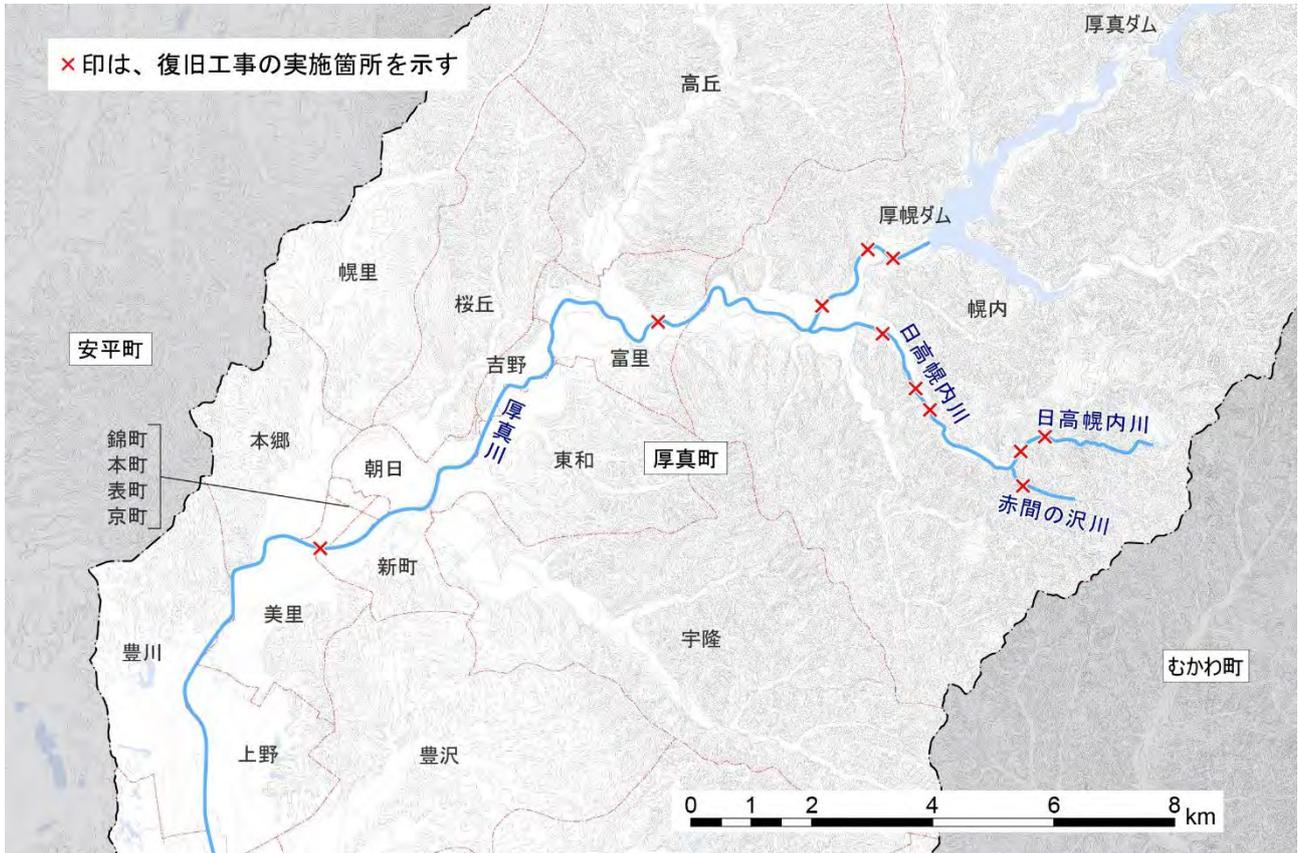
図表3-3 町道の復旧事業の実施状況 (出典：厚真町)



図表3-4 国や道による砂防事業の実施状況 (出典：北海道開発局、北海道)



図表3-5 道管理河川の復旧事業の実施状況 (出典：北海道)



4. 住まいの再建に向けた支援方針

4-1 住まいの再建に関する住民意向

7月から8月にかけて実施した「復旧・復興に向けたアンケート調査」の結果から、住まいの再建に関する住民意向を分析した結果は次のとおりです。なお、アンケート結果の詳細は、参考資料「アンケートの調査結果」で整理しています。

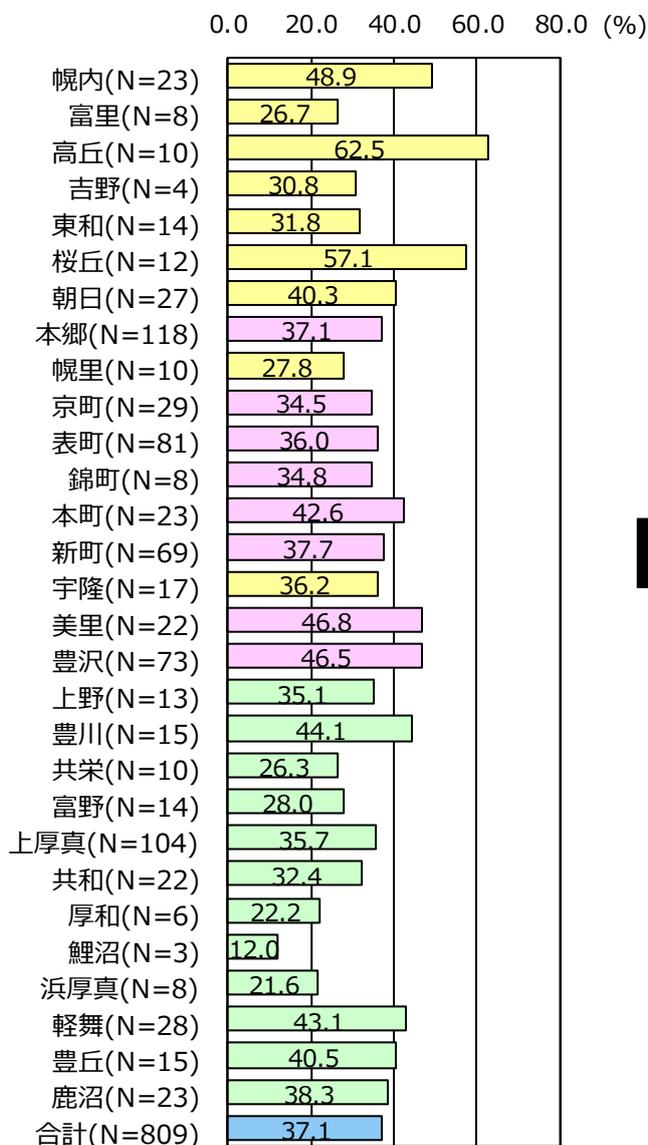
【アンケート調査の実施概要】

対象：厚真町内の全世帯
 実施期間：令和元年 7月27日～8月9日
 配布数：2,120票
 回収数：852票（回収率 40.2%）

(1) 地区別の回収状況

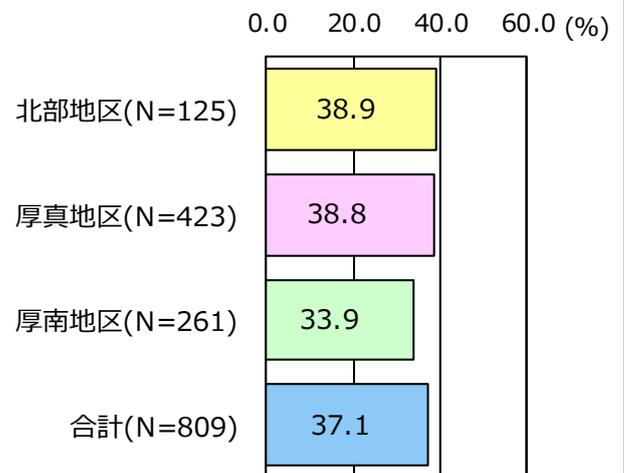
※各グラフ（ ）内のN値は、設問毎の回答者数を示す

図表 4-1-1 字別の回収状況



※地区別の回収率は、回収数を令和元年9月6日時点の世帯数で除した値としています。

図表 4-1-2 地区別の回収状況



- 分析に際して、各地区（字）を「北部地区」「厚真地区」「厚南地区」の3つのエリアに分けています。
- 各エリアを構成する地区（字）は、以下のとおりです。図表 4-1-2 と 4-1-1 のグラフの色も対応しています。

厚真地区

本郷 京町
 表町 錦町
 本町 新町
 美里 豊沢

北部地区

幌内 富里
 高丘 吉野
 東和 桜丘
 朝日 幌里
 宇隆

厚南地区

上野 豊川 共栄
 富野 上厚真 共和
 厚和 鯉沼 浜厚真
 軽舞 豊丘 鹿沼

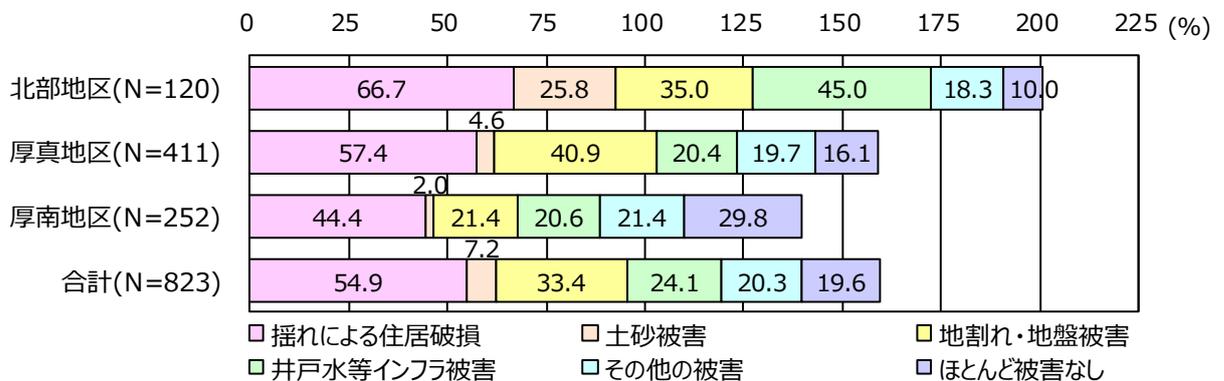


(2) 住まいに関する設問の集計結果

※各グラフ内の () N値は、設問毎の回答者数を示す

住まいの被害

図表 4-1-3 住まいの被害 (地区別、回答者数に対する構成比の積み上げ)



●町全体の傾向

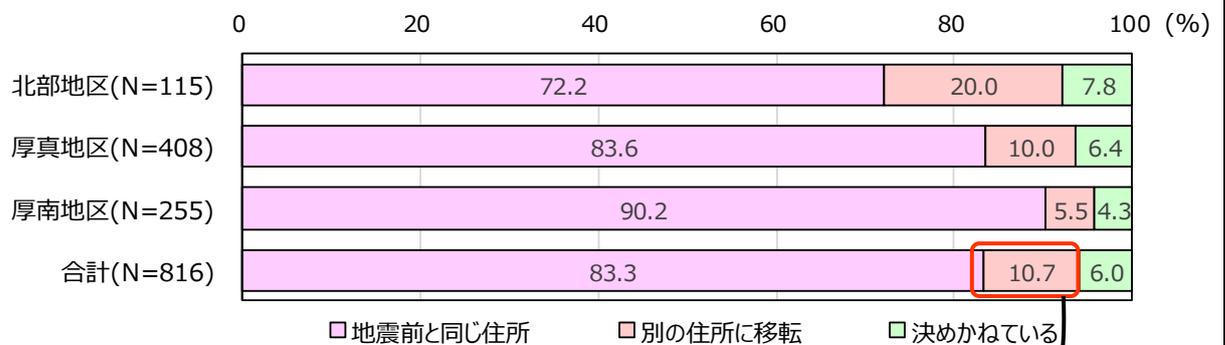
- ・「揺れによる住居破損」が最も多く、次いで「地割れ・地盤被害」、「井戸水等インフラ被害」の順に多くなっています。
- ・「その他の被害」では、家具・家財、納屋等の被害が多く挙がりました。

●地区別の傾向

- ・北部地区では「井戸水等インフラ被害」が、厚真地区では「地割れ・地盤被害」が、他の地区に比べて多くなっています。

今後住む予定の場所

図表 4-1-4 今後住む予定の場所 (地区別)



図表 4-1-5 別の場所に移転する方の今後の住まいの場所



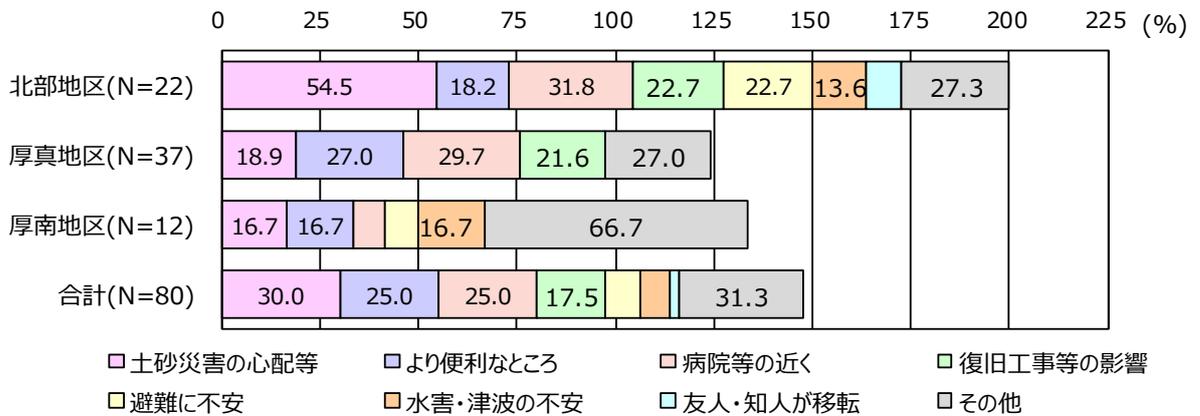
●町全体の傾向

- ・「地震前と同じ住所」に住み続ける方が最も多くなっています。しかし、中には「別の住所に移転」する方や、「決めかねている」方も見られます。
- ・「別の住所に移転する方」の移転先の住まいの場所は、「同じ地区内」「厚真町内」が併せて76.6%となっており、厚真町に住み続けることを希望する方が多いことが分かります。しかし、中には移転先を「決めかねている」方も見られます。

●地区別の傾向

- ・北部地区では「別の住所に移転」する方が他の地区に比べて多くなっています。

図表 4-1-6 移転の理由（地区別、回答者数に対する構成比の積み上げ）



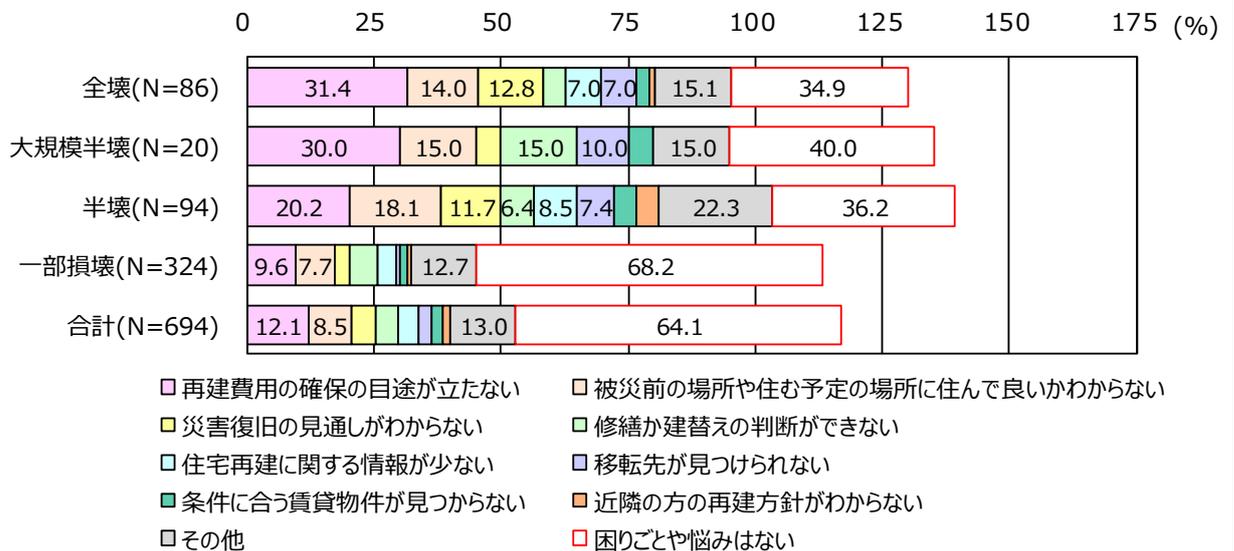
●町全体の傾向

- ・「土砂災害の心配等」が最も多く、次いで「より便利なところ」、「病院等の近く」が良いと考えている方が多くなっています。
- ・「その他」では、「家族と同居するため」「地震前から新築予定だったため」等が挙がりました。

●地区別の傾向

- ・北部地区では、「土砂災害の心配等」や「避難に不安」が、厚南地区では「水害・津波の不安」が他の地区に比べて多くなっています。

図表 4-1-7 住まいについての困りごとや悩み（り災状況別、回答者数に対する構成比の積み上げ）



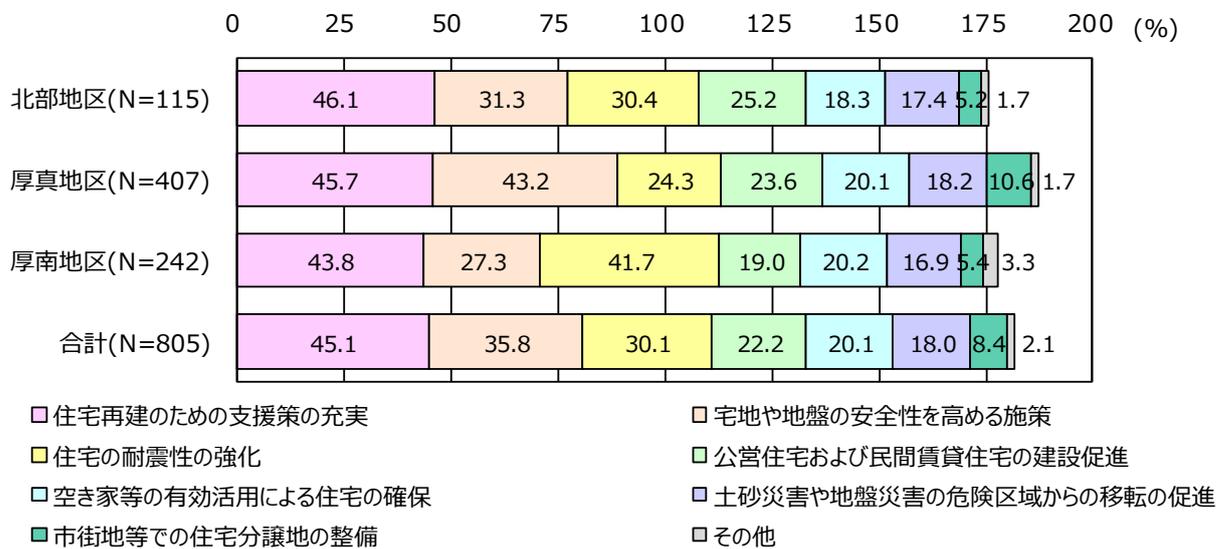
●全体の傾向

- ・「再建費用の確保の目途が立たない」や「被災前の場所や住む予定の場所に住んで良いかわからない」はり災の程度を問わず、多くなっています。

●り災別の傾向

- ・り災の程度が大きくなるにつれ、「再建費用の確保の目途が立たない」が多くなっています。
- ・大規模半壊では、「修繕か建替えの判断ができない」が他の地区に比べて多くなっています。
- ・「その他」では、「修繕のための費用確保」「どこまで修繕するか判断が出来ない」「賃貸のため修繕できない」「次に大きな地震が来ると考えると不安」などが挙がっています。

図表 4-1-8 住宅の再建のために重要な取り組み
(地区別、回答者数に対する構成比の積み上げ)



住宅の再建のために重要な取り組み

- **町全体の傾向**
 - ・「住宅再建のための支援策の充実」が最も多く、次いで「宅地や地盤の安全性を高める施策」、「住宅の耐震性の強化」が多くなっています。
- **地区別の傾向**
 - ・厚真地区では「宅地や地盤の安全性を高める施策」が、厚南地区では「住宅の耐震性の強化」が他の地区に比べ多くなっています。

(3) 住まいに関する設問の集計結果からみる、求められる住宅再建支援

住まいに関する設問の集計結果から、求められる住宅再建支援として以下のことが分かりました。

- 住宅被害やインフラ被害、地盤被害など 被害の種類に応じた総合的な支援が求められている。
- 厚真町で引き続き暮らしていくための支援が求められており、被災前と同じ場所で再建する方、北部地区を中心とした町内や同一地区内で移転する方といった、個々の再建意向に応じて選択可能な支援が求められている。
- 今後の住まいを 決めかねている方が再建の道筋を立てられるようにするための支援が求められている。
- 住宅再建に向けた 資金面の支援や、現行の支援制度の周知が求められている。
- 宅地や地盤の安全性を高める施策、住宅の耐震性の強化など、今後の災害に備えた安全な住まいの確保に向けた支援が求められている。
- 建築相談など、修繕や建替え等の判断を後押しする場の提供が求められている。

4-2 住まいの再建に向けた基本方針

本震災において、町内各地で発生した住家被害は様々であり、町内および地域内でもその被害は個別に大きく異なります。また、被災状況や生活再建に向けたプロセスも被災者（住民・世帯）ごとに異なります。そのため住民一人ひとり・世帯一つひとつの状況や希望に寄り添い、在宅や応急仮設住宅等、それぞれの置かれた状況に応じて必要となる支援を丁寧に実施し続けることで、生活基盤としての住まいの再建を目指します。

(1) 基本的な考え方

*被災者一人ひとりの被災状況に応じた住まい再建支援

個々の再建意向に応じた住まいが選択できるように、多様な支援制度を構築するとともに、個別案件に対して包括的にサポートできる体制を整備します。

*迅速な住まい再建施策の実施

応急仮設住宅の供与期間の間に、入居者が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向けて、災害公営住宅等の整備を速やかに実施します。また、国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせ、住まいの再建に向けた支援制度を実施します。

*地域再生と一体的な住まい再建支援

土砂災害等により甚大な被害を受けた地域に関しては、丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建を支援します。

(2) 住まい再建に関する支援施策の概要

①災害公営住宅等の整備、民間賃貸住宅建設への支援

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備します。あわせて災害公営住宅以外の公営住宅の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における住環境の整備に努めます。

②「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」による被災者サポート体制の構築

住まいの再建における課題は、資金面や生活環境、住宅周辺の環境など、様々な要因が混在します。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた選択をサポートする「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」を構築します。

③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充

被災者生活再建支援制度等の公的な支援とあわせて、義援金の配分や町独自の支援施策、金融機関と連携した資金計画のサポートなど、各種支援制度を組みあわせることで、住宅の自力再建を支援します。

④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」等の住環境整備事業の導入を検討し、集落再生と一体となった住宅再建を支援します。

4-3 住まいの再建に向けた取り組み

4-3-1 災害公営住宅・公営住宅等の整備、民間賃貸住宅建設への支援

災害公営住宅や公営住宅等の整備、民間事業者による賃貸住宅建設への支援を組み合わせることで、自力再建が困難なあらゆる被災者の今後の住まいの確保を目指します。これまでペットを飼われていた方が、これらの住宅に住み替えた後も、これまで同様の生活が送れるよう、ペットとの同居可能な住宅の確保についても取り組んでいきます。

(1) 災害公営住宅の建設

り災証明で全壊判定を受け、応急仮設住宅等で避難生活されている方を対象に、入居希望のニーズや要望を調査し、コミュニティ形成などに配慮した災害公営住宅の建設を行います。

整備の概要

■ 建物戸数

計 32 戸

(内訳：新町 20 戸、本郷 8 戸、上厚真 4 戸)

■ 建物形態

2LDK または 3LDK の間取りを持つ、木造低層長屋形式の住戸

■ 整備にあたり重視する視点

- 災害公営住宅の団地内および周辺地域とのコミュニティ形成を促進する建物の配置
- 集会広場や共同菜園等のコミュニティを育む仕掛け、さまざまな世帯構成に応じた住戸供給
- ユニバーサルデザインを基に、特に高齢者や未就学児に配慮した設計
- 防災・防犯等の居住に関する安全性の確保
- 騒音や省エネ、シックハウス対策等の住環境に配慮した設計

■ 整備時期

令和 2 年 10 月完成（予定）

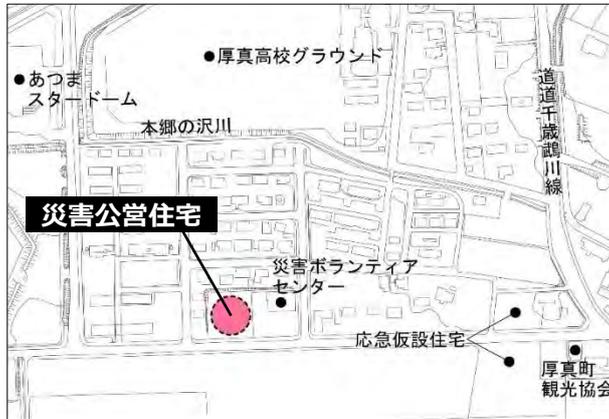
■ 整備場所

図表 4-1 整備場所 (全体図)



図表 4-2 各地区の整備場所 (詳細図)

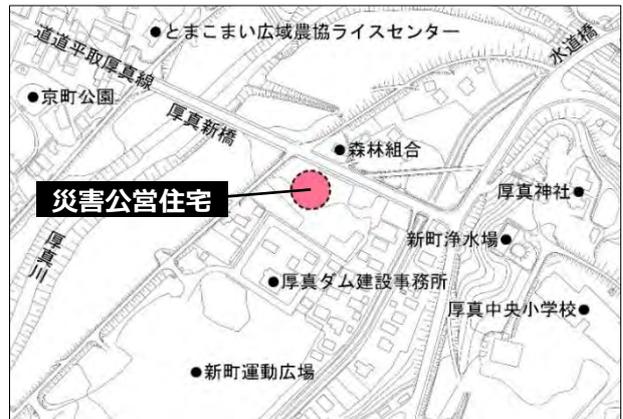
【本郷】



【上厚真】



【新町】



(2) 公営住宅の整備

災害公営住宅の入居基準（り災証明が全壊判定および収入基準等）に該当せず、自己資金での住宅の確保が困難な方を対象に、公営住宅等の建設を行います。

現在、被災者の意向調査等を行い、必要な戸数や建設場所の検討を進めています。

■ 整備時期

令和2年10月完成（予定）

■ 整備場所

市街化区域内

(3) 民間賃貸住宅建設への支援

災害公営住宅や公営住宅だけではなく、民間による賃貸住宅の建設を支援し、様々な住宅に対するニーズに対応していきます。高齢者のみの世帯や高齢者がいる世帯が、今後も厚真町内で安心して住み続けられるように、高齢者世帯を対象とした、バリアフリー対応の見守りや安否確認などの機能付きの賃貸住宅の整備に対する支援を行っていきます。

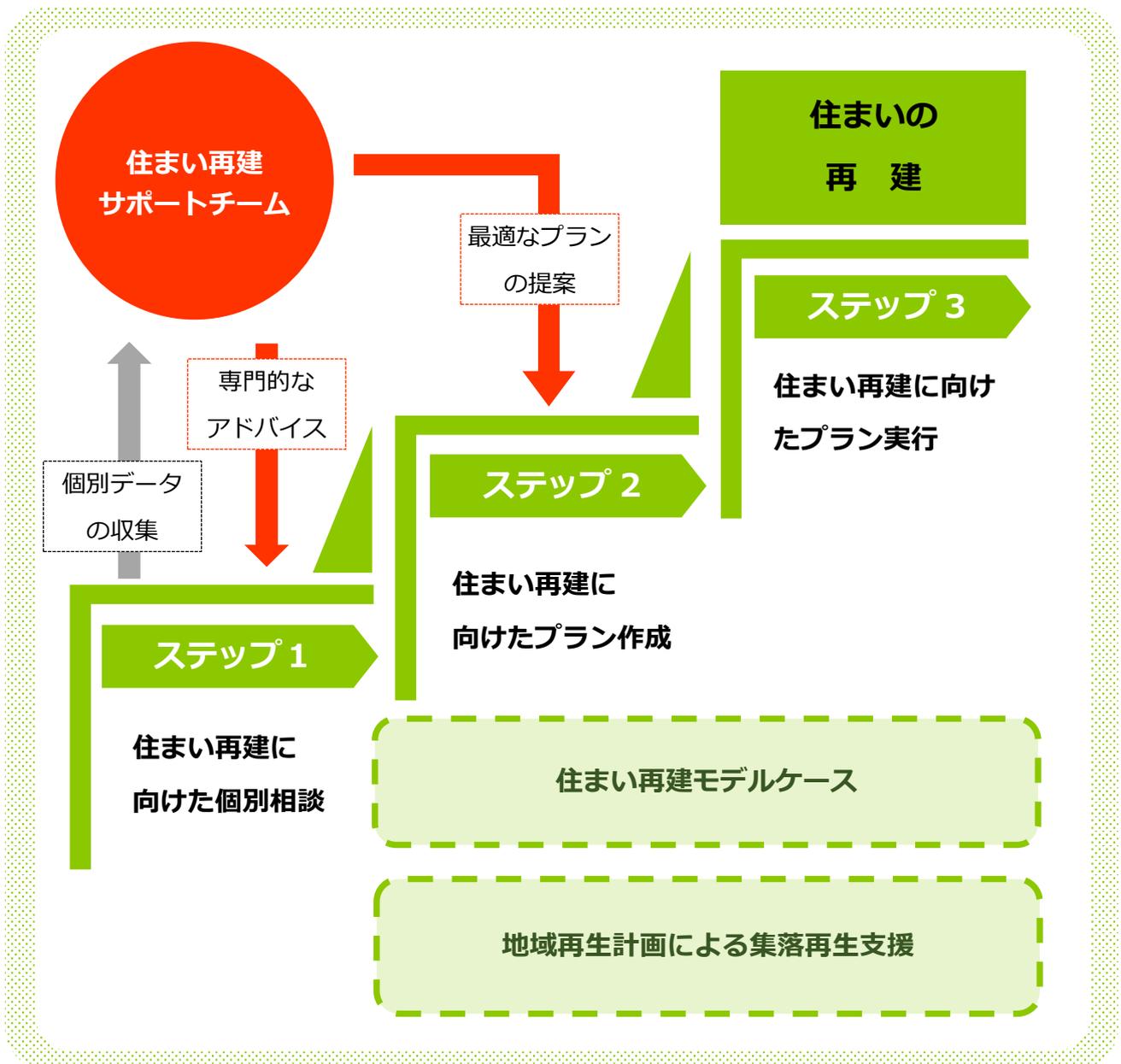
4-3-2 「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」の概要

「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」は、本震災の被害を受けた方々が出来る限りご自身の望む方法で恒久的な住宅を確保するために、厚真町が実施する独自の支援プログラムです。

プログラムの特徴

- * 被災者一人ひとり被災状況に応じた多面的かつ専門的な支援体制
- * 国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせた、自己負担の少ない再建資金計画の提案
- * 単一世帯だけでなく、地域再生の視点による住環境整備

プログラムのイメージ図



プログラムの内容

ステップ1 住まい再建に向けた個別相談

地震による被害はそれぞれに状況が異なるため、個別に相談できる体制を整えます。

- 被災された皆さんの相談窓口（役場本庁舎1階）
- 生活支援相談員（LSA）による戸別訪問
- 住まい再建相談会（令和元年9月から定期的に開催予定）

ステップ2 住まい再建に向けたプランを作成

将来をイメージして、住まいの再建に向けた計画を具体的に作成します。

ポイント1 【どこで】

これまで住んできた場所での再建なのか、市街地への移転なのか、将来にわたって住み続ける場所について検討します。

ポイント2 【どのように】

住宅の建て替え、空き家の購入、補修、賃貸住宅への入居など、パターンごとの再建手法について検討します。

ポイント3 【課題は何か】

再建手法の実行にあたってハードルとなる課題を明確にします。あわせて住まい再建に向けたプランの実行にあたって、各種支援制度と融資制度等を組み合わせた資金計画を検討します。

住まい再建サポートチーム（仮称）

相談案件ごとに各分野の専門家が多面的かつ専門的に助言し、住宅再建に向けたサポートを行います。構成員（案）：行政、建築技術者、宅地建物取引士、金融機関、ボランティアセンター 等

ステップ3 住まい再建に向けたプランの実行

- 新しい住宅の建設
- 新築住宅・中古住宅の購入
- 住宅を補修して住み続ける
- 公営住宅等賃貸住宅に入居する

住まい再建の実行に向けて、「住まい再建モデルプラン」や、地域再生計画に基づく各種まちづくり事業によって再建をサポートします。

住まい再建モデルケース

災害復興住宅融資等融資制度と各支援制度を組み合わせた資金計画に基づく住宅建築モデルケースを作成し幅広い年代の住宅再建をサポートします。

地域再生計画による集落再生支援

土砂災害等により甚大な被害を受けた地域を対象に、集落ごとの将来の姿を描いた「地域再生計画」を策定し、各種住環境整備事業の導入を検討します。

4-3-3 住まいの再建に向けた支援制度

様々な事情の被災者に対して下表のようなきめ細かい支援策を実施し、「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」の実施と合わせて住まいの再建、住宅の確保を勧めていきます。

図表4-3 住まいの再建に向けた支援とロードマップ

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①被災された皆さんの相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○被災された方の個別相談窓口を開設し、総合的な相談に応じます ○相談場所 役場本庁舎1階 	相談受付			総務課 災害復興グループ
①災害公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が滅失(全壊)した方に対して戸建形式の賃貸住宅を建設します ○建設戸数 32戸(新町20戸、本郷8戸、上厚真4戸) 	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
②公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊以外の被災者で、自力で住宅の再建・確保が困難な方に公営住宅を建設します ○建設戸数 検討中 	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
③新築分譲地の販売	<ul style="list-style-type: none"> ○町所有の新築分譲地の販売を引き続き行います 	販売			まちづくり推進課
④被災者生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅被害を受けた方の生活再建のための資金を支援します ○対象 住宅のり災証明の判定が <ul style="list-style-type: none"> ・全壊や大規模半壊の方 ・やむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊以上の方 ○支援額 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金と加算支援金の合計 ・最大300万円(り災区分による) 	申請受付(基礎支援金)	申請受付(加算支援金)		町民福祉課
⑤住家被害に対する義援金【町配分】	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主 ○配分額【全壊の場合】 30万円(自己所有)、6万円(借家) 【大規模半壊、半壊の場合】 25万円(自己所有)、6万円(借家) 	申請受付(住宅被害)			総務課
⑥住家被害に対する義援金【道配分】	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主 ○配分額【全壊の場合】 100万円/1家屋 【大規模半壊、半壊の場合】 50万円/1家屋 【一部損壊】 ※半壊に至らない方も含む 10万円/1家屋 	申請受付			総務課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑦住宅再建に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊で町内に住宅を建設、購入した方 ○配分額 100万円/1家屋	申請受付			総務課
⑧住宅補修に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） ○配分額 上限50万円/1家屋 ※被災住宅の応急修理後の自己負担額に対して万円単位で切捨て ○対象一部損壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） 上限15万円/1家屋 ※自己負担額に対して万円単位で切捨て	申請受付			総務課
⑨全壊家屋などの公費解体	○り災証明で全壊判定を受けた個人の家屋や事業所の解体撤去を町が代行して行います	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑩半壊・大規模半壊家屋の解体費補助	○半壊または大規模半壊の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の3分の2以内	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑪一部損壊以上の家屋等の解体費補助	○一部損壊以上の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の2分の1以内 ・上限額 50万円(住宅)、30万円(非住宅)	申請受付			町民福祉課
		(令和2年3月31日までに完了する解体工事が対象)			
⑫半壊家屋解体費貸付事業	○半壊もしくは大規模半壊家屋について解体費補助事業を使って解体した申請者に、補助残額に充てる資金を無利子で貸し付けます ○貸付額 ・解体費用の1/3かつ上限60万円	申請受付			町民福祉課
⑬被災住宅の応急修理	○全壊、大規模半壊または半壊家屋の日常生活に必要な最小限度の応急的な修理を支援します。修理にあたっては、町が業者に委託して実施します ○修理限度額 58万4千円	申込受付			建設課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑭持ち家住宅建築促進支援助成金	○被災者が町内で住宅を新築する際の費用の一部を助成します ○補助額 上限 120万円	申請受付			まちづくり推進課
⑮厚真町住宅リフォーム補助	○半壊または一部損壊の判定を受けた住宅の復旧工事に要する費用の一部を補助します ○補助額 ・半壊、一部損壊により補助額の算定式が異なります ・上限額 50万円	申請受付	(令和2年3月31日までに完了する工事が対象)		建設課
⑯厚真町住宅復旧支援事業補助金	○住宅基礎の傾斜修復工事や地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します ○補助額 ・対象工事費から50万円を控除した額の2分の1かつ上限額300万円	申請受付			まちづくり推進課
⑰厚真町住宅再建融資利子助成	○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 ・借入額×利率×80% ※利率は上限あり ・上限額 100万円	申請受付			まちづくり推進課
⑱厚真町リバースモーゲージ利子助成	○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 ・借入額×利率×80%×20年 ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率 ・上限額 100万円	申請受付			まちづくり推進課
⑲既存住宅耐震改修事業 【既存の補助制度】	○昭和56年5月31日以前に着工された住宅等、現行の耐震基準に適さない住宅耐震改修工事費の一部を助成します	申請受付			建設課
⑳空き家活用事業補助金 【既存の補助制度】	○空き家バンクに登録された住宅の定住目的での改修等にかかる経費の一部を助成します	申請受付			まちづくり推進課
㉑飲用井戸等給水施設整備事業補助金 【既存の補助制度】	○町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します	申請受付			町民福祉課

図表4-4 住まいの再建支援制度について

*各支援額は一例です。支援制度にはそれぞれ対象要件などがあります。

*令和元年10月1日時点の支援予定額となります。

単位：円

り災証明書のり災区分	全 壊		大規模半壊	
	住宅を新築	大規模修繕※1	住宅を新築	大規模修繕※1
住宅再建の方法				
居住区分	自己所有居住者		自己所有居住者	
世帯区分	複数世帯		複数世帯	
1 生活再建支援制度（国）				
① 基礎給付金	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
② 加算支援金	2,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000
2 義援金の配分（町）				
① 1次配分	300,000	300,000	250,000	250,000
② 1次配分（新築・購入）	1,000,000		1,000,000	
③ 2次配分（修繕/上限額）		500,000		500,000
3 義援金の配分（道）	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
4 住宅災害見舞金（道）	200,000	200,000	100,000	100,000
5 被災住宅の応急修理（国）		584,000		584,000
6 住宅復旧支援事業補助金（町）		3,000,000		3,000,000
7 持ち家住宅建築促進助成金（町）	1,200,000		1,200,000	
8 住宅再建融資利子助成事業補助等（町）※2	1,000,000		1,000,000	
合 計	7,700,000	7,584,000	6,550,000	6,434,000

※1 住宅傾斜修復工事等を含む大規模な修繕 ※2 金融機関から住宅ローン等の融資を受けた場合

り災証明書のり災区分	半 壊		一部損壊
	住宅を新築	住宅を修繕	住宅を修繕
住宅再建の方法			
居住区分	自己所有居住者		自己所有居住者
世帯区分	複数世帯		複数世帯
1 義援金の配分（町）			
① 1次配分	250,000	250,000	100,000
② 1次配分（新築・購入）	1,000,000		
③ 2次配分（修繕/上限額）		500,000	150,000
2 義援金の配分（道）	500,000	500,000	100,000
3 住宅災害見舞金（道）	100,000	100,000	
4 被災住宅の応急修理（国）		584,000	
5 住宅リフォーム補助金（町）		500,000	500,000
6 持ち家住宅建築促進助成金（町）	1,200,000		
7 住宅再建融資利子助成事業補助等（町）※2	1,000,000		
合 計	4,050,000	2,434,000	850,000

5. 地域再生計画の策定状況

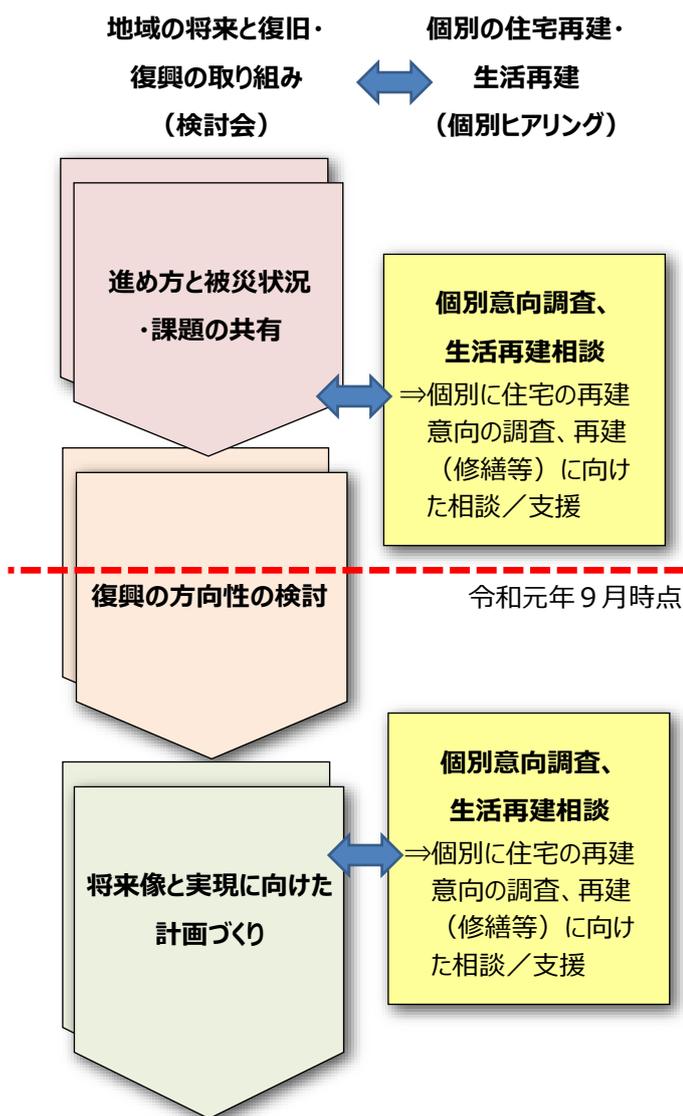
5-1 地域再生計画策定の趣旨

本震災において、町北部を中心に甚大な被害が発生したことを受け、土地利用計画に見直しが必要となる地域等については、被害の状況や住宅等の再建意向に応じて、避難路や公共施設等の整備、住宅・宅地の安全性確保、住宅再建などを総合的に推進するための地域再生計画を策定します。

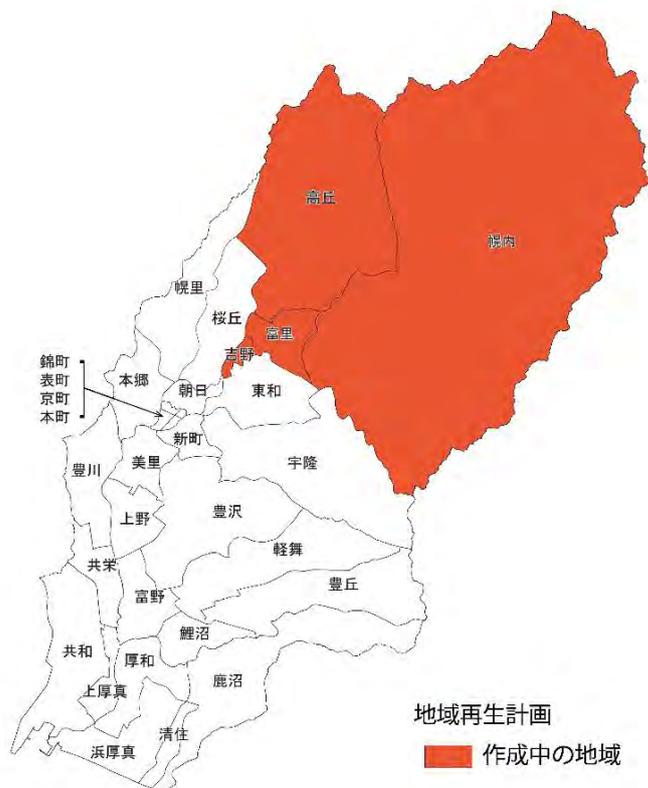
地域再生計画の策定にあたっては、従前の地域コミュニティに配慮し、地域住民と協議を重ね、住宅再建意向の把握や、地域再生方針の検討を行います。

現在（令和元年9月12日時点）、甚大な被害を受けた幌内地区、富里地区、高丘地区、吉野地区において計画策定に向けた協議等を実施している他、砂防事業を実施予定の地域や、地盤被害が発生している地域等においても計画を策定します。

図表 5-1 地区再生計画策定の進め方



図表 5-2 地区再生計画策定の対象地区 (令和元年9月12日時点)



5-2 現在（令和元年9月時点）の実施事項と検討課題等

地域再生計画の策定にあたって、各地区の被災状況や世帯ごとの住宅等の再建意向を踏まえて、検討課題の整理を行っています。現在（令和元年9月12日時点）の実施事項および検討状況は下表のとおりです。

図表5-3 地域再生計画検討地区の概要と被害状況、および協議等の経過

		高 丘	富 里	幌 内	吉 野
■ 地区の概要と被害状況					
地震前の人口	人口(人) ^{※1}	43	71	100	34
	世帯数(世帯) ^{※1}	16	30	47	13
	高齢化率(%) ^{※2}	41.7	42.9	28.6	46.9
建物被害 全半壊率(%)		77.8	61.1	53.8	95.2
人的被害 死亡者数(人)		2	4	4	19
被害概要		土砂被害が至るところで発生し、家屋や農地被害、避難路の閉塞等が起こった。	富里浄水場、指定避難所「高齢者生活自立支援センターならやま」、地区北部の家屋、農地などが土砂被害を受けた。	土砂流出により家屋や農地の被害、日高幌内川の河道閉塞、指定避難所への物資輸送路の閉塞などが生じた。	全域で土砂が流出し、多くの住宅が全壊となった。
■ 協議等の経過（実施日時および会場,参加人数）					
地区代表者への説明		6/11	6/12	6/12	6/11
第1回検討会 ^{※3}		6/19 本郷小公園 仮設談話室 (参加者13名)	6/25 富里地区 仮設集会場 (参加者19名)	7/4 幌内マナビィ ハウス (参加者8名)	7/8 総合福祉センター (参加者11名)
個別意向調査 ^{※4}		7/10~12 (10世帯)	7/17~19 (14世帯)	7/24~8/2 (11世帯)	7/30~8/2,30 (9世帯)
第2回検討会 ^{※5}		8/22 本郷小公園 仮設談話室 (参加者8名)	8/27 富里地区 仮設集会場 (参加者15名)	8/29 幌内マナビィ ハウス (参加者14名)	

※1 出典：住民基本台帳（平成30年9月6日時点）

※2 出典：国勢調査（平成27年）

※3 第1回検討会の議題

- 1 地区の被害状況について
- 2 復旧・復興計画の策定について
- 3 地域再生計画について
- 4 個別意向調査の実施について
- 5 意見交換

※4 個別意向調査の内容

- 1 被災状況
- 2 被災後の生活
- 3 再建意向（今後の住まいや仕事等）
- 4 再建に伴う課題、困りごと
- 5 地区の良いところ、悪いところ
- 6 将来の地区について など

※5 第2回検討会の議題

- 1 前回の振り返り
- 2 個別意向調査の結果報告
- 3 個別意向調査からみた地区の課題
- 4 意見交換

5-3 被害が甚大な北部地域における住宅再建支援の考え方

被害が甚大な地域において、既存の住宅周辺で土砂災害等が懸念されるため
住居の移転が必要となる方

【様々な懸念の声（北部地域での個別意向調査での内容）】

- またいつ地震がくるか分からないので、今の場所に住み続けても安全なのか、住宅を建てていいのか不安
- 仮設住宅から毎日畑に通うことに疲れを感じることもある。
- 近所から人が少なくなっていく中で、これまで通りの生活が送れていけるか不安



住環境整備事業の複合的な実施を各地域で検討

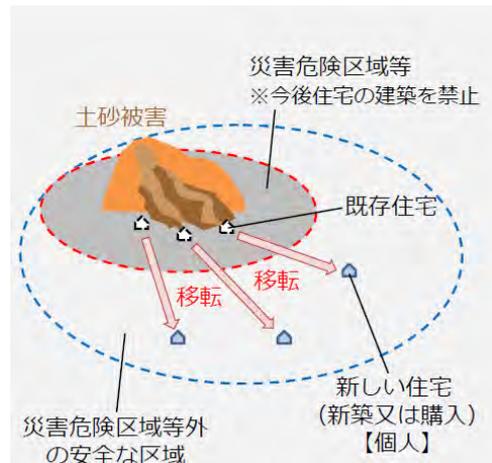
がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害等から住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等の区域内にある既存住宅等からの移転を行う方に対して、費用の一部を助成します。
※個人の移転を補助する事業です

【受けられる支援内容】

- 既存住宅の除却等に要する費用（撤去費や引越し代など）
- 新しい住宅の建設や購入をするために金融機関等から借り入れた場合の利子相当額

【事業イメージ】



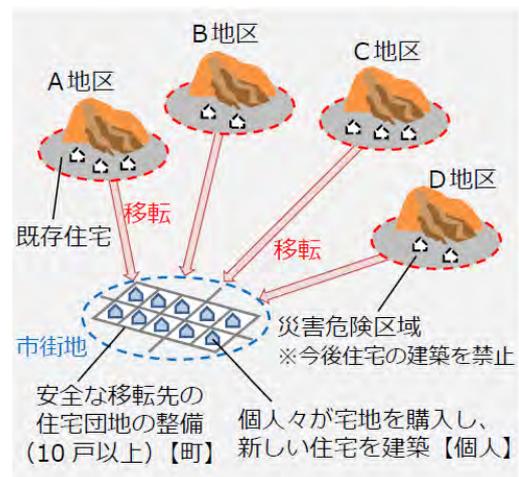
防災集団移転促進事業

土砂災害等の危険性があり、住民の生命等の保護の観点から、今後の居住に適さない区域内にある住居の集団的移転を促進します。
※行政が移転先の住宅団地を整備し、宅地を販売します。建物は個人で建築します。

【受けられる支援内容】

- 新しい住宅の建設や購入するために金融機関等から借り入れた場合の利子相当額
- 引越し費用 等

【事業イメージ】



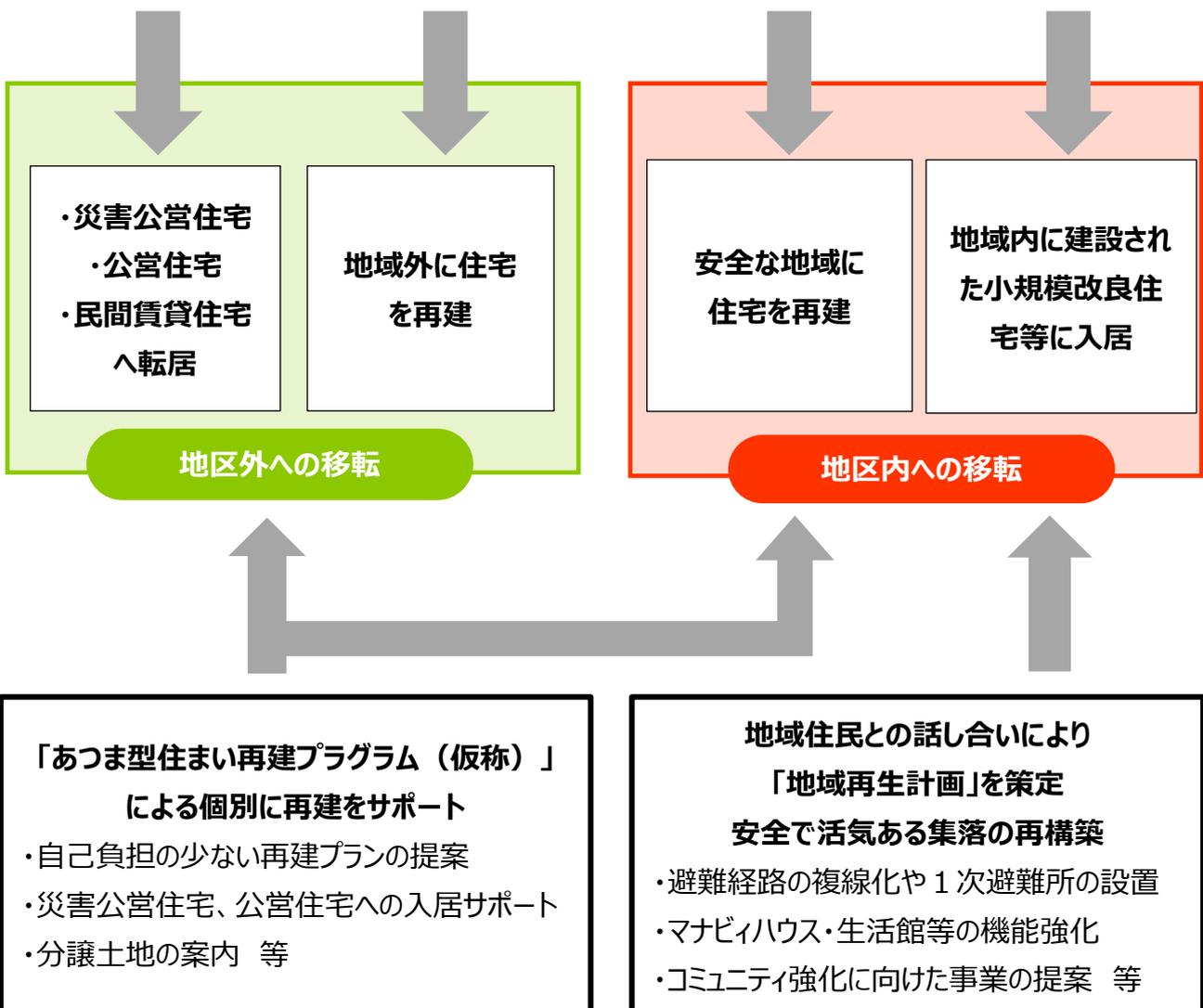
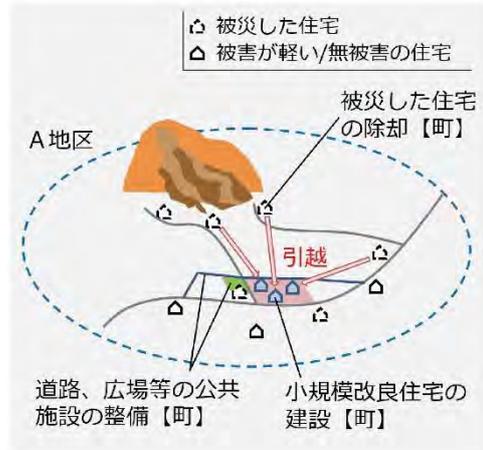
小規模住宅地区改良事業

災害により著しく被災した住宅が集合している地区において、被災した住居を除去し、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）や防災上必要な道路、公園等を整備します。

【受けられる支援内容】

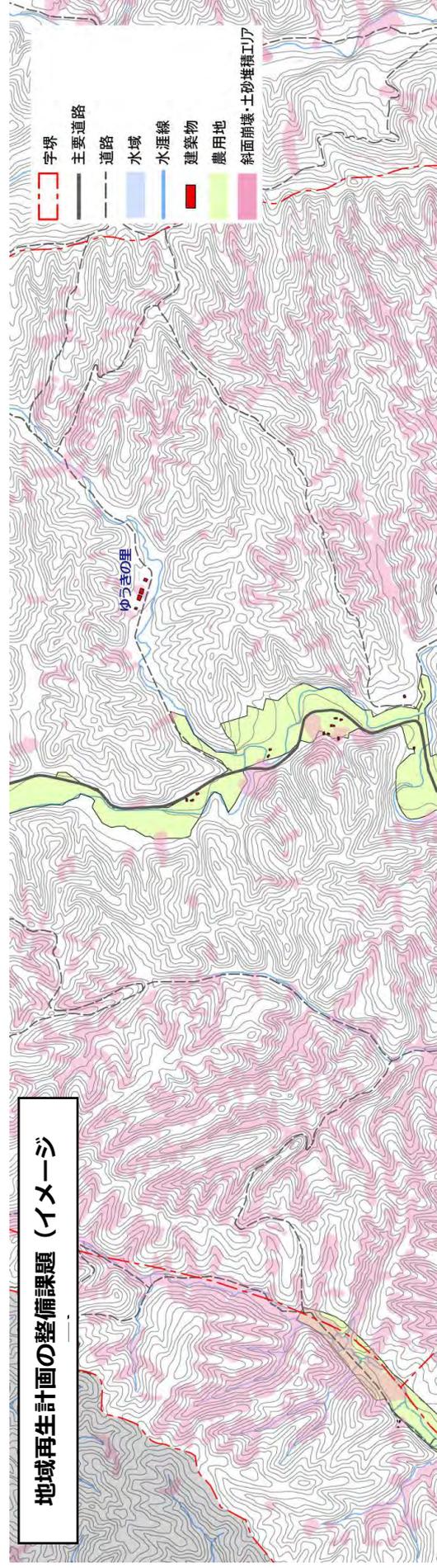
- 被災した住宅は、町の費用負担で除却できます
- 本事業により従前の被災した住宅を失う者等は、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）に入居することができます

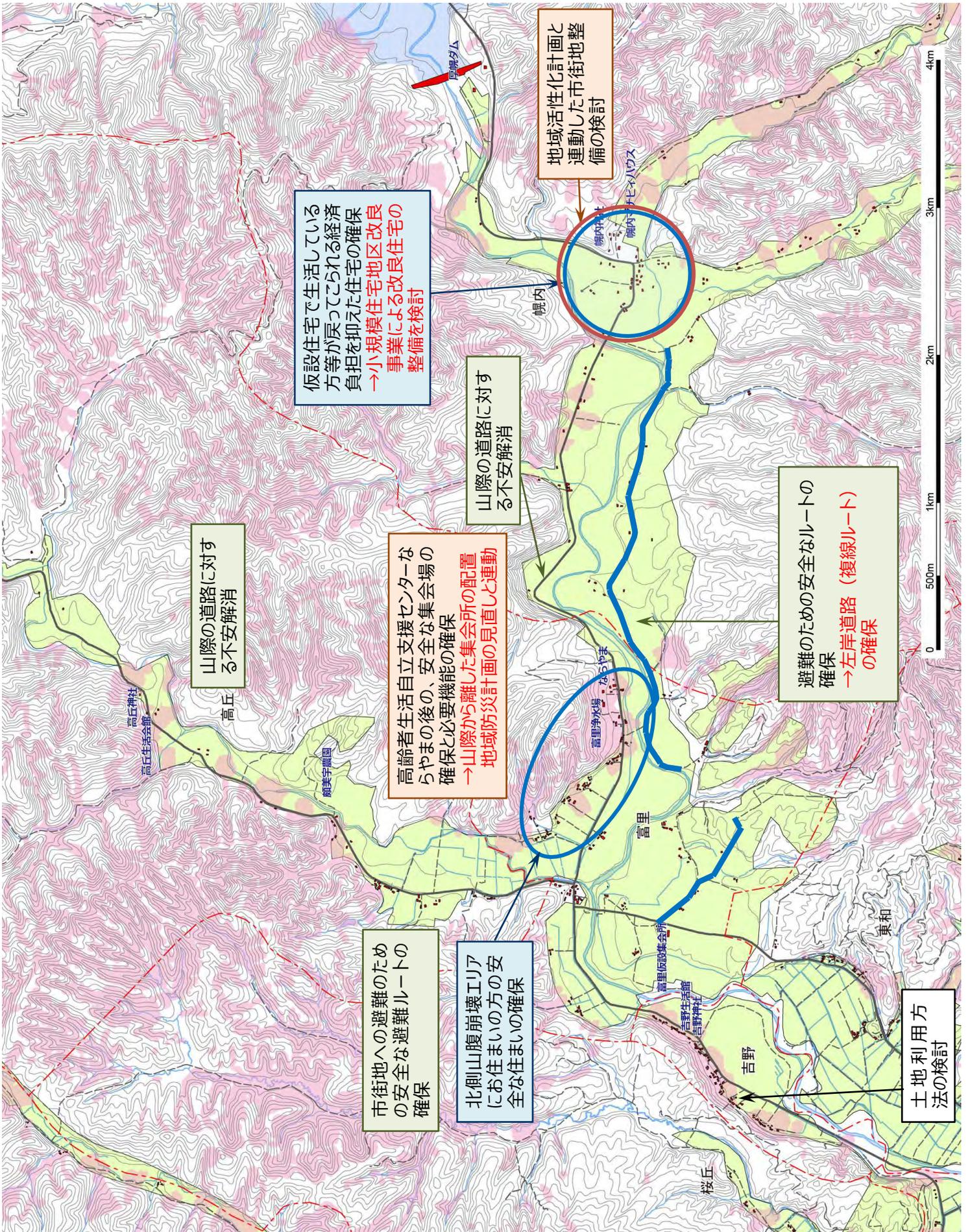
【事業イメージ】



図表5-4 地域再生計画の検討状況

	検討課題 (検討会、個別ヒアリングから)	整備課題	想定されるまちづくり事業
高丘	①住宅地・生活道路の安全性確保 ②安全な避難路の確保 ③水道の整備 ④住宅の再建・確保	【住宅・宅地】 ①公営住宅、公的賃貸住宅 ・幌内市街地での整備 ②住宅再建 ・町の住宅再建支援制度 ③宅地の安全性確保 ・災害危険区域、移転促進区域の指定と移転への支援	事業Ⅰ 小規模住宅地区改良事業 【事業要件：不良住宅5戸※以上、区域の住宅に対して50%以上】 ※ 過疎地域かつ激甚災害の場合
富里	①避難路の確保 ②宅地の安全性の確保 ③住宅の再建・確保	【公共施設】 ④道路の整備・改善 ・厚真川左岸道路（幌内～富里の複線化） ・高丘入口道路の改善 ・幌内入口部分の直線化 ⑤集会所の整備 ⑥震災遺構施設等の整備	事業Ⅱ 防災集団移転促進事業 【事業要件：災害危険区域(建築基準法)の指定、移転団地の住宅10戸以上】 事業Ⅲ 都市防災総合推進事業 【事業要件：激甚災害による被災地の復興まちづくり】
幌内	①道路の整備 ②マナビイハウスの避難所機能 ③震災前の活性化計画との調整 ④住宅の再建・確保	【土砂災害防止】 ⑦避難路、避難地周辺の安全性確保	事業Ⅳ かけ地近接等危険住宅移転事業 【事業要件：災害危険区域(建築基準法)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき北海道が指定)する区域】
吉野	①今後の土地の利用 ②住宅再建希望者の住環境確保		事業Ⅴ 住宅再建支援 【あつま型住まい再建プログラム(仮称)】等





山際の道路に対する不安解消

仮設住宅で生活している方が戻ってこられる経済負担を抑えた住宅の確保
→ 小規模住宅地区改良事業による改良住宅の整備を検討

地域活性化計画と連動した市街地整備の検討

高齢者生活自立支援センターならやまの後の、安全な集会所の確保と必要機能の確保
→ 山際から離れた集会所の配置 地域防災計画の見直しと連動

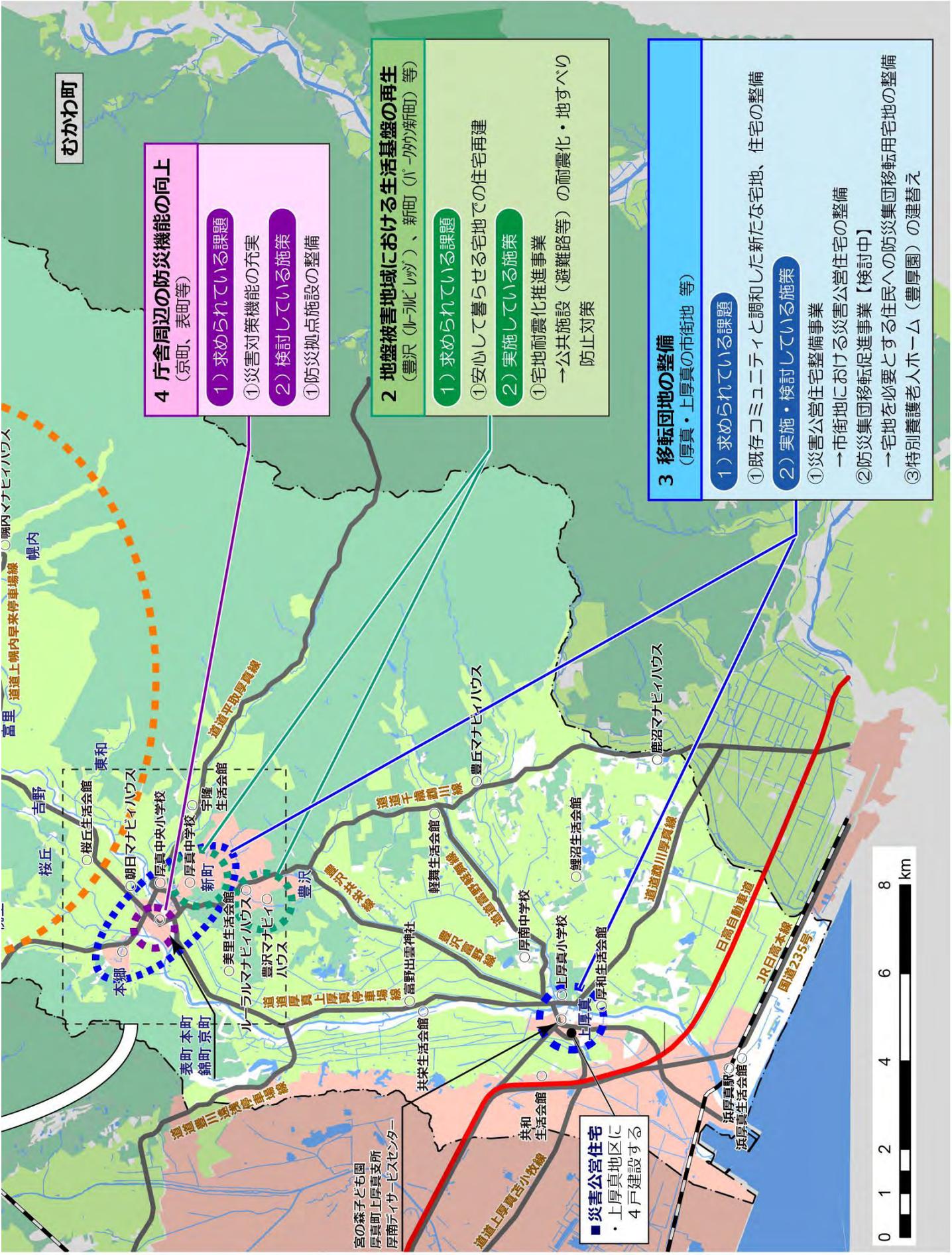
山際の道路に対する不安解消

避難のための安全なルートの確保
→ 左岸道路（複線ルート）の確保

市街地への避難のための安全な避難ルートの確保

北側山腹崩壊エリアにお住まいの方の安全な住まいの確保

土地利用方の検討



むかわ町

4 庁舎周辺の防災機能の向上
(京町、表町等)

1) 求められている課題

- ① 災害対策機能の充実

2) 検討している施策

- ① 防災拠点施設の整備

2 地盤被害地域における生活基盤の再生
(豊沢(ワラビ 湯)、新町(パルク新町)等)

1) 求められている課題

- ① 安心して暮らせる宅地での住宅再建

2) 実施している施策

- ① 宅地耐震化推進事業
→ 公共施設(避難路等)の耐震化・地すべり防止対策

3 移転団地の整備
(厚真・上厚真の市街地 等)

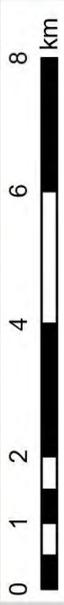
1) 求められている課題

- ① 既存コミュニティと調和した新たな宅地、住宅の整備

2) 実施・検討している施策

- ① 災害公営住宅整備事業
→ 市街地における災害公営住宅の整備
- ② 防災集団移転促進事業【検討中】
→ 宅地を必要とする住民への防災集団移転宅地の整備
- ③ 特別養護老人ホーム(豊厚園)の建替え

■ 災害公営住宅
・ 上厚真地区に
4 戸建設する



7. 第2期の策定に向けて

今後は、令和2年3月末を目標に、復旧・復興計画（第2期）を策定します。第2期では、復興を牽引する「重点プロジェクト」、復興に向けた「分野別の取り組み」、復興後の将来像を示す「土地利用計画」、甚大な被災を受けた地域における「地域再生計画」を示します。

■重点プロジェクトや分野別の取り組みの取りまとめ

- ・第1期では、基本方針の中でも緊急度の高い「住まいの再建」に向けた住宅整備や住宅再建支援策を中心に取りまとめましたが、第2期では、「暮らしの再建」や「なりわい（仕事）の再生」などに向けた取り組み（施策）についても取りまとめます。
- ・取りまとめにあたっては、すでに実施済みの復旧・復興に向けたアンケート調査や、現在実施中の町民ワークショップ（あつま復興未来会議）の中で挙がった町民の皆さまからのご意見を活かしていきます。

■地域再生計画の取りまとめ

- ・被災が甚大な地域を対象に、地域の将来像と復興に向けた取り組みを取りまとめます。
- ・対象地区については、現在は、特に甚大な土砂被害を受けた幌内・富里・高丘・吉野の4地区を先行して進めていますが、今後、国営直轄事業により砂防ダムの建設を進めていく中で移転者が見込まれる地区や、厚真市街地周辺で大きな被害を受けた地区についても、地域の要望に応じて検討を進めていきます。

図表7-1 第2期の策定に向けたロードマップ

